

平成27年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 平成27年12月11日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 佐 藤 潤

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 白 田 進 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 川 田 弘 志 君
建設水道部長 中 村 勝 己 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院 岡 村 弘 重 君
事 務 部 長
市 立 大 学 局 長 松 島 佳 寿 夫 君
こども・高齢者 馬 場 義 人 君
支 援 室 長
営 業 戦 略 室 長 水 間 剛 君
上 下 水 道 室 長 天 野 信 二 君
会 計 室 長 常 本 史 之 君
監 査 委 員 上 田 盛 一 君

1. 出席議員（18名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
1 番 浜 田 康 子 議員
2 番 山 崎 真 由 美 議員
3 番 野 田 三 樹 也 議員
4 番 東 川 孝 義 議員
5 番 川 村 幸 栄 議員
6 番 奥 村 英 俊 議員
7 番 高 野 美 枝 子 議員
8 番 佐 久 間 誠 議員
9 番 塩 田 昌 彦 議員
10番 川 口 京 二 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 益 塚 敏
書 記 久 保 敏

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

5番 川 村 幸 栄 議員

13番 熊 谷 吉 正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について外2件を、山崎真由美議員。

○2番（山崎真由美議員） おはようございます。議長の御指名を受けましたので、通告順に従い順次質問してまいります。

最初に、若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について質問いたします。ことしもカレンダーが残り1枚となり、1年の振り返りと来年の計画を思い描く時期となりました。来年の名寄市においては、合併11年目となり、地方創生総合戦略の具体的な取り組みを初め第2次総合計画の策定など重要な1年になることが予想されます。また、18歳選挙権の導入など新たな取り組みもスタートすることが決まっております。

そこで、1点目として、この機会を好機と捉え、まちづくりへの意識を高める方策の一つとして、子供議会の開催についてお考えをお聞きいたします。名寄市自治基本条例には、第3章第11条において市民の権利及び役割として「市民は、まちづくりに参加する権利、知る権利及び学ぶ権利に基づいて、自らの意思により主体的にまちづくりに参加するものとする」とうたわれています。子供たちは当然市民であることから、年齢に応じた

まちづくり参加への機会提供があってもしかるべきものと考えます。市民としての子供にどのような姿を期待されているのかもあわせお聞きいたします。

2点目として、小中高校生を対象とした（仮称）まるごと名寄を語る会のような、いわゆる子供サミットの開催についてお聞きいたします。今までにも市長、教育長が各学校に出向き、児童生徒の話に耳を傾けられたり、時には給食をともにされる中で子供たちの声を聞き取り、まちづくりについての話題をわかりやすく提供いただいています。その活動をさらに進め、次世代を担う力の育成につなぐべく、子供たちそれぞれの経験や知識がまちづくりに反映され、一層ふるさと名寄への帰属意識を深めていくことができるような取り組みを求めます。

3点目は、18歳選挙権をきっかけとする政治への関心を高める取り組みについてお聞きいたします。新聞報道によると、高等学校によっては北海道選挙管理委員会による出前講座が行われているとのことですが、名寄市における取り組みはどのような状況にあるのか、現況についてお聞きいたします。

次に、保幼小中連携強化と地域の教育力活用について質問いたします。児童福祉法を根拠法令とし、保育を行うことを目的としている保育園に対し、学校教育法に基づき教育を目的とする幼稚園、小学校、中学校とでは設立の目的は異なりますが、一つの地域においてゼロ歳から義務教育を終了するまでのおよそ16年間にわたり一人の人間が育まれていく過程を考えると、それぞれの連携は必要不可欠であると考えます。

そこで、1点目として、名寄市において中学校区を一つの地域と見たときにそれぞれの地域の特徴を生かした連携がどのようになされているのか、その現況についてお聞きいたします。

また、連携の中ではゲストティーチャーや安全、安心サポートなど地域の人材が活用されている実

態もあると思います。その状況についてお聞かせください。

2点目は、小中一貫教育導入についてであります。本定例会初日に市長から御報告いただきました行政報告の中にも小中学校教育の充実の一つとして智恵文小学校、智恵文中学校における小中一貫教育の実現に向けた研修がなされた旨報告がありました。そこで、名寄市における小中一貫教育導入に向けた考え方についてお聞きいたします。

3点目は、風連中央小学校の校舎改築についてであります。既に校舎等改築検討委員会が設置され、委員会も開催されています。小学校は、子供たちが教育を受ける場であることは改めて言葉にするまでもありませんが、風連地区において多くの教育施設があるわけではないことから、地域住民の関心は高く、期待を持って見守っています。名寄市内には、地域住民の交流にも対応しやすい校舎を持つ小学校もありますが、風連中央小学校等改築に関する基本理念と現在の状況及び今後の計画についてお聞きいたします。

最後に、性別にとらわれず、ともに活躍できる機会の拡充に向けて質問いたします。本市においても以前から男女共同参画推進計画ののっとり種々事業が進められてきております。また、今回男女共同参画推進条例が制定されたことにより、意識改革も含めお互いの人格を尊重し合える社会の実現へとさらに前進していくものと考えます。

そこで、まず1点目は、本市における職員採用の現況と考え方についてお聞きいたします。庁舎内正規職員と臨時職員の男女別就業の状況、保育所及び名寄市立総合病院における男女別就業の状況についてお聞かせください。

2点目は、民間企業における男女就業比率の実態についてであります。名寄市内における主な企業はどのような状況にあるのでしょうか。当然男女の特質に応じ、男性中心の就労が多い企業、また反対に女性の就労が多い企業もあると思われます。その企業に対し、男女共同参画推進条例の基

本理念を推奨すべく、市としてどのような働きかけをなされていくのか、その点についてお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） おはようございます。ただいま山崎議員からは、大項目で3点にわたり御質問いただきました。大項目の1及び大項目の3につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長のほうからそれぞれ答弁となりますので、よろしくお聞きいたします。

初めに、大項目の1、若年世代のまちづくりへの意識を高める方策について、小項目の1、子供議会の考え方及び小項目の2、小中高生を対象としたまるごと名寄を語る会につきまして、あわせて申し上げます。まず、市民としての子供に期待する姿についてであります。子供は地域の宝であり、また次代の大切な担い手としてその健全育成が市民全体の願いであると考えております。特に少子高齢化が進む中で、さきに策定をしました総合戦略の中では、基本目標の一つにここで育て、ここで育ててよかったと言えるまち、ここで住み続けたいと思うまちを掲げたように、本市が有する豊かな自然環境や教育環境の中で、知、徳、体の調和のとれた発達はもとより、地域への誇りやふるさとへの愛着を育み、将来は本市のまちづくりへの高い関心や主体的なかかわりを持った人物となることを願っており、個々の子供がそれぞれの成長過程におきまして着実かつ健全に成長する姿を期待するものであります。

次に、子供議会についての考え方でございますが、近隣の自治体では士別市におきまして取り組みがなされております。その趣旨としましては、市内中学生のまちづくりなどへの興味、関心を育み、子供の自由な発想を生かした意見、要望を市政へ反映させることを目的としており、先ほど子供に期待する姿として申し上げました地域への思いやまちづくりの主体としての自覚につながる取

り組みの一つであると考えているところであります。この間本市におきましても過去に全小中学校におきまして市長、教育長との懇談会を実施しており、市長や教育長とじかに懇談することでまちづくりへの関心を育ててきた経緯がございます。また、議員からは（仮称）まるごと名寄を語る会の御提案をいただきました。同様の趣旨での提案と受けとめておりますが、他自治体では子供サミットとして子供間で意見を交わす取り組みなどを実践している例もございます。これらのことから、本市の取り組みを検証し、他自治体の取り組みも調査しながら、まちづくりに対し子供たちの声を反映させ、また成長の糧となる方策を研究してまいります。

次に、小項目の3、18歳選挙権をきっかけとする政治への関心を高める取り組みについてでございますが、これにつきましては名寄市選挙管理委員会の所管となりますので、同委員会の事務局として申し上げたいというふうに思います。議員お話しのとおり、本年6月19日に公布をされました改正公職選挙法により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、来年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用される見込みとなりました。御存じのとおり、選挙への対応につきましては、国と地方自治体あるいは各級の選挙管理委員会が連携しながらそれぞれの役割のもとに進められておりまして、今回の選挙制度にかかわる内容については国が主体的に進めるものと認識しております。

まず、国レベルにおける選挙権の拡大される対象者向けの取り組みについてでございますが、総務省と文部科学省が連携をしまして高校生を対象とする副教材を作成いたしました。この副教材につきましては、政治や選挙に関する知識を身につけ、関心を持ってもらうように選挙制度の解説や模擬選挙などの参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に関しての留意事項をまとめた内容となっております。今後高等学校におきましてこの副教

材を活用し、選挙制度に対する必要な知識と判断力の習熟を図る教育が進められるものと考えております。また、道レベルでは、北海道選挙管理委員会が高校生を対象に選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、将来の政治参加を促すきっかけとすることを目的に選挙啓発高校生出前講座を実施しており、本市の高等学校におきましても1校は11月に実施をしており、もう一校につきましても来年1月に実施するとのこととあります。このように今回の法改正への対応につきましては、国や道、さらには道選管と道教委の連携による取り組みが基本と考えておりますが、市選管といたしましても市広報やホームページなどを活用しながら、高校生はもとより市立大学の学生など今回の法改正により新たに有権者となる方の適正な選挙執行に資するため、基本的な選挙制度の周知や啓発活動の取り組みを進めてまいります。

続きまして、大項目3、性別にとらわれず、ともに活躍できる機会の拡大に向けて、小項目1、名寄市の職員採用の状況と採用における考え方について申し上げます。なお、大学教員と消防職員につきましては除いての報告とさせていただきますので、御了承いただきたいというふうに思います。

まず、一般行政職における男女の割合についてでございますが、保育所、病院以外の正規職員及び臨時、非常勤職員全体では男性307人、女性296人で、比率にしますと男性51%、女性49%になり、ほぼ同じ割合となっております。その内訳につきましては、正規職員においては男性216人、女性96人で、比率にしますと男性69%、女性31%で男性が多く、臨時、非常勤職員におきましては男性91人、女性200人で、比率にしますと男性31%、女性69%となり、女性が多くなっております。また、臨時、非常勤職員をさらに分類いたしますと、嘱託職員においては男性31%、女性69%、常勤の臨時職員につきましては男性48%、女性52%となり、その

他の短時間勤務などの臨時職員においては男性8%、女性92%でいずれも女性が多くなっております。一般行政職の採用の考え方についてであります。正規職員につきましてはこれまで男女を問わず原則成績と人物主義により優秀な人材の確保に努めているところですが、近年の学生数の減少や都市部志向などから、地方を志望する受験者数が減少していることや市内におきましても民間採用が回復傾向にあり、特に女性受験者数が少ないことなどから、女性職員の割合が伸び悩んでいる結果となっております。また、臨時、非常勤職員につきましても同様に男女を問わず募集をしているものの、事務補助や短時間労働が主となるため、女性が多くを占める結果につながっているものと思われまます。

次に、保育所職場における男女の割合についてですが、正規職員24人、臨時、非常勤職員51人の計75人のうち正規職員、臨時、非常勤職員ともに男性職員は2名となっております。正規職員の採用につきましては、基本的に退職者補充とし、こちらも男女を問わず募集をしているところではありますが、男性の応募についてはなかなかない状況でございます。また、臨時、非常勤につきましても同様であります。有資格者などの要件により男性の応募についてはまれな状況にあるということでもあります。

続いて、病院の看護師についてであります。市立病院では毎年度年度初めの採用のほか、年間を通して随時採用を行っております。学業成績や採用試験時の結果をもとに人物本位の選考を総合的に行っております。男女によって異なる採用基準を設けることや男女比率を考慮しての採用などは行っておりませんが、資格の特性上女性の受験者が多くなっております。臨時、非常勤の職員についても同様でございます。いずれにいたしましても、性別にとらわれることなく職場に適し、活躍できる優秀な人材の確保に努めてまいります。

次に、小項目の2、民間企業における男女就業比率の実態についてお答えをいたします。市内民間企業における各種労働実態につきましては、市が隔年ごとに実施し、平成26年度に取りまとめました名寄市の労働実態によりまますと、全従業員の男女の割合につきましては男性55.8%、女性44.2%、これを雇用形態別に見ますと常雇従業員の割合は男性67.4%、女性32.6%、季節、臨時、パートでの割合につきましては男性29.7%、女性70.3%となっております。

雇用に係る男女共同参画に関する国の取り組みにつきましては、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が本年8月に成立し、来年4月1日の施行日までに301人以上の労働者を雇用する事業主については自社の女性の活躍に関する状況把握や改善すべき事情に関する分析を行い、定量的目標や取り組みについて定める事業主行動計画を策定することが定められるとともに、対象事業所以外におきましても事業主行動計画を策定することが努力義務として求められております。また、女性の活躍の取り組みがすぐれた企業を国が認定し、事業入札で受注機会をふやす優遇策も盛り込まれるなど、国においてはこれらの新たな取り組みを実施することにより雇用機会の均等の実現を目指すとともに、女性が活躍できる社会を目指すこととしております。

本市といたしましてもこれまで名寄市男女共同参画推進計画に基づき、職場における男女共同参画の促進を図るために、女性の職域拡大と積極的登用、育児、介護休業制度の充実と柔軟な勤務形態の整備などに関しまして市内企業へパンフレットを配布するなど取り組みを進めてきたところでありますが、女性活躍推進法や今定例会において可決をいただきました名寄市男女共同参画推進条例の理念にのっとり、国や北海道、事業主などと連携をしながら女性がその個性と能力を十分に発

揮して職業生活において活躍できるよう必要な施策を実施する責務を有していると認識しておりますことから、新たな男女共同参画推進計画の策定に向けまして雇用における男女の均等な機会と待遇の確保に関する取り組みについても検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、保幼小中連携強化と地域の教育力活用について、小項目1、地域の特徴を生かした連携についてお答えいたします。

学校の教育活動を進めるに当たっては、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることにより学校生活をより豊かにするとともに、児童の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要です。本市における学校間の連携の具体的な例といたしましては、小中学校の生徒指導の充実を図るために、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会において学校間の情報交流や研修会などを実施しております。また、小中学校の学習指導の充実を図るために、小中学校相互の授業参観や中学校教諭による小学校への音楽科の指導などの出前授業が行われております。また、道教委指定の学校力向上に関する総合実践事業の指定を受け、名寄小学校を実践指定校に名寄南小学校、名寄東小学校、名寄西小学校、風連中央小学校の小学校4校と市内の全ての中学校4校を近隣実践指定校とし、各校の日常実践や校内研修の様子を交流するなどして連携を深めております。

保育所、幼稚園と小中高等学校の連携につきましては、小学校教諭が近隣幼稚園、保育所の行事、参観日に参加したり、教員、指導者の交流会や入学児童の引き継ぎを行ったりするなど、それぞれの教育段階の役割を再確認し、連携を深めてきております。また、幼稚園、小学校、中学校間での運動会等の行事を通じた交流や小学校が高校と連

携し、協力し合う農園での栽培活動、1、2年生の生活科で幼稚園、保育所の園児を学校に招待する交流会等を行っております。とりわけ智恵文地区では、生活科の学習で保育所園児を招待していることに加え、智恵文公民館と連携した有朋学級、敬老会で智恵文地区の保育所、小学校、中学校の子供たちが遊戯や合唱、器楽演奏等を披露したりするなど連携を深めております。また、風連地区では、身近な自然や人との触れ合いを深める森林教室に小学校と保育所児童と一緒に参加するなどの交流を深めております。これらの活動を通じ学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得て視野を広げることにより、豊かな人間形成に努めてきております。

次に、地域の人材活用の状況についてですが、学校の教育活動を進めるに当たっては、児童の学習に協力することのできる地域の人材等を考慮し、教育活動を展開することが必要となっております。本市においては、自然環境や人材などの教育資源を生かしながら、特色のある多様な教育活動を展開し、児童生徒が意欲的に学校生活に取り組むことができる特色ある学校づくりの推進に努めております。本市における人材活用の状況につきましては、各教科の指導では中学校の体育科での柔道の指導を初め小学校の国語科、算数科の放課後学習の指導の補助や絵本の読み聞かせ、体育科での水泳学習やスキー学習、カーリング、家庭科でのミシンの使い方などさまざまな場面で指導の補助として活用していただいております。また、道徳や特別活動、総合的な学習の時間では、高齢者大学や社会福祉協議会、商工会議所、観光協会の方を講師に招いたり、地域の自然や農業について専門的な経験や技能を持った方々の活用を図ったりもしております。とりわけ智恵文地区おきましては、トランポリンや陶芸の専門家の方の指導を受けたり、ひまわり太鼓の保存会の方に指導の協力をいただいたりしております。風連地区におきましては、風連獅子舞について地域の方に教えてい

ただいたり、地域の人、自然、社会にかかわる体験的、探求的な活動として地域のかたるクラブの方と百人一首をしたり、瑞生大学の方による茶道を体験する取り組み等が行われております。

次に、小項目2、小中一貫教育についてですが、近年全国において子供が小学校から中学校へ進学した際に、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず、不登校等の問題行動につながっていく事態、いわゆる中1ギャップが指摘されるようになりました。この中1ギャップの主な原因としては、小学校は学級担任制であるのに対し、中学校は教科担任制であるなど授業形態に違いがあることや中学校では小学校よりも規則に基づいたより厳しい生徒指導が行われる傾向にあること、また生徒が小学校のときの学習上、生徒指導上の問題が中学校と十分に共有されていないことなどが挙げられております。こうした中1ギャップを初めそのほかのさまざまな教育上の課題に対応し、小中学校の円滑な接続を図るため、各地で小中連携一貫教育が推進されるようになりました。この取り組みの主な成果としては、不登校の出現率の減少、学力の向上、児童生徒の規範意識の向上、教職員の指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されております。

このように小中連携一貫教育が進む中、本市においても4つの中学校区を単位として小中連携を推進し、小中合同の行事、小学6年生の中学校体験入学、中学校教師による小学校への出前授業、参観日の授業参観交流等の取り組みを通して小中学校の円滑な接続を図っております。特に智恵文小学校と智恵文中学校につきましては、従前より地域の人、物、自然を生かした特色ある教育活動に取り組み、子供たちの生きる力の育成に大きな成果を上げております。また、運動会、体育祭も合同で実施したり、小学校と中学校のPTAや組織を一本化するなど小中連携や学校と地域の連携が進んでおります。さらに、智恵文地区の学校は小規模校の小学校1校と中学校1校であり、一層

連携を深めるための条件が整っていることから、小中一貫教育を推進する素地は十分にできていると考え、本市の小中一貫教育のモデル的な取り組みを進めてまいりました。具体的には、10月28日に先進校である沼田小学校、沼田中学校で行われた沼田町一貫・連携教育公開研究大会に参加をしてきております。また、小中一貫教育の取り組みの充実に向け、3年次計画を立案し、全国学力・学習状況調査や体育・運動能力調査等の結果に基づき、目指す児童生徒の姿を明確にする部会と両校の学校教育目標や年次の重点教育目標、校内研究主題等を踏まえ、小中学校の指導の円滑な接続を目指す教育活動を展開する部会を組織し、取り組みを進めております。今後教育委員会といたしましては、本市のそれぞれの学校や地域の実情や要望等を踏まえた上で、小中一貫教育を推進する智恵文地区の取り組みの成果をほかの学校や地域に還流していただき、ほかの地区における小中連携の取り組み等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、小項目3、風連中央小学校の校舎改築についてお答えいたします。風連中央小学校の校舎等の改築については、本年度が基本設計、来年度が実施設計、平成29年度から平成30年度にかけて本体工事という予定で校舎等の改築が計画されております。本年9月に名寄南小学校と同様にプロポーザル方式により基本設計の実施業者を選定しましたが、基本設計を進めるに当たっての課題として、1つ目には自然災害や防災対策、環境負担の軽減を重視した施設のあり方など学校として重視しなければならない課題とその対処方法について、2つ目はオープン教室や少人数指導学習への対応など教育の多様化と機能性を重視し、学ぶ意欲を育てる施設整備、3つ目としては周辺環境への配慮、児童や地域住民の利用しやすい施設配置など地域と融合した施設整備、4つ目には独自に提案したい事項の4点を改築に当たっての検討課題と設定し、基本設計を進めることといた

しました。10月には、風連中央小学校校舎等改築検討委員会を設置し、検討を行っていますが、現在児童、保護者や教職員を対象に実施したアンケート調査などをもとに新校舎のあり方などについて検討している段階であります。

地域に果たす役割ですが、新校舎については従来と同様に学校開放事業により屋内体育館などを地域住民に開放する方向で検討していることはもちろんであります。近隣には児童クラブや図書館風連分館、陶芸センターなどの教育施設が配置されていることから、風連中央小学校を中心とした風連地区の教育施設ゾーンという考え方をもちながら、将来的な各施設の利用形態も視野に入れ、施設のコンパクト化や集約化も含めながら検討していく方向であると考えておりますので、御理解願います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 御答弁いただきました内容の1点目について再度質問させていただきます。

子供議会、それから仮称ということでもるごと名寄を語る会というふうに名前をつけさせていただきましたけれども、今までにも名寄で取り組まれている状況についても御答弁いただきましたが、それらのものにつきましては、一つの事業を行うことが目的ではなく、その事業に取り組むまでのプロセスですとか、その事業に参加した児童生徒がどのような状況でその後生きていくのか、また周囲の仲間にもその状況をどのように伝えていくのかという継続的な取り組みが重要であると思えます。それこそが名寄市を考えるきっかけになっていくと思えますので、その事業を立ち上げる、事業を終息させていくということに関してのプロセスを大事にした取り組みについて、学校教育との連携ということも必要になってくるかとは思いますが、またその学校教育とは違う角度から、名寄市としての具体的なかかわり方をどのよ

うに想定されているのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 山崎議員のほうから今後の取り組みに当たっての留意事項といいますか、こういうところにぜひ配慮いただきたいということの御提案も含めてだというふうに思っています。この間取り組んできました例えば市長、教育長の学校訪問につきましても子供たちの意見をじかに受けてきて、それについては各部局のほうにもおつなぎをいただきながら、その声については反映できる旨は反映をするというような、そんな形をとらせていただいていますので、そういった意味では聞くだけではなく、その後の対応も含めて取り組みをさせていただいたということでも御理解いただきたいと思えます。

今言われましたように、先ほどの答弁でも申しましたように、具体的にどういう方策がいいかについては今後さらに検討させていただきたいというふうに思っております。ただ、山崎議員が言われるように、そのときの一過性のものということではなくて、取り組むに当たってはしっかりとその目標や、あるいは組み立ても含めて考える必要があると思えます。例えば子供議会であれば、あるいはほかのほうもそうですけれども、そこに参加する方についてやはり限定をされるというような課題もあると思えますので、そこについては参加するまでのほかの子供たちのかかわりですとか、あるいは実施した後、事後の他の子供たちへの広がりというのでしょうか、つながりというのでしょうか、そういったところも含めてどのような方法があるのか改めて調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 具体的なところでお伺いいたします。

今まで取り組みがなされた中で、例えば子供た

ちに還元されるような報告書のようなものの提示はございましたでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 特段その取り組みに対しての報告書というのは私の知る範囲ではまとめているのかと思いますが、ただ市の取り組みにつきましても、これは広報あるいはホームページがあります。あるいは、場合によってはマスコミへの投げ込みというのも、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、そういったものも通じながら、取り組みについては広く周知することについても努めてきているということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 一定の報告書、広報を通じて、市のホームページを通じてということについては、さまざまな事業の報告についてその取り組みがなされておりますので、理解はいたしますけれども、なかなか中学生がそのものを配布されたときに興味を持って見るかという厳しい状況があると思いますので、特に何か事業を起こされるときに子供たちが例えば発言するのであれば、その発言がどのような背景から発言されようとしているのか、その発言のつながりがどこにあるのか等を含めて、一つの担当部署だけではなく、地域住民も巻き込んだ形の方策を考えていただけるように要望したいと思っています。例えば前にも発言させていただきましたけれども、子ども会等もございますので、広い視野で子供を育てる、子供に名寄市のまちづくりについての考え方を深めていただくということを提供していただきたいというふうに思っています。

このことについては、そのようにお願いして終わりにしたいと思いますが、次に18歳選挙権についての話をさせていただきます。総務省と文科省のほうで副教材が作成されているというお話が出てきましたけれども、18歳の方たちは全てが高等学校在籍ということではありません。そうい

う方たちへの働きかけについてお伺いいたします。具体的に何かありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 前段に先ほどの答弁の中で1つ私勘違いしている部分がありましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思いません。

取り組みに対する報告書というところでありませけれども、これ市長が高校生と意見交換をしたことがございます。その内容については、今現在進めている総合計画の中でも議論をしたという経過がありますけれども、これについては報告書としてまとめてホームページなどでも公表させていただいた経緯があるということでありましたので、ちょっと先ほど失念しておりましたので、あわせて報告させていただきたいというふうに思います。

それと、18歳選挙権、全てが高校に通っているわけではない。働いている方もおられるということでもありますので、そこについては私どもも注意を払わなければいけないというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたようにまず選挙制度そのものの大幅な改革ということでもありますので、ここはやはり国のほうで全国民に向かって、特に今回拡大された方に対して強くPRをしていただく必要があるだろうというふうに思っています。そういった意味では、総務省のホームページの中でもいろんな取り組みが書かれております。シンポジウムをやるですとか、そういう取り組みがありますし、恐らくマスコミなども使ってこの後も広く周知されるというふうに思っています。1つは、そういう国の取り組みをしっかりと進めてもらうというのがあると思いますが、これは市としても市民に対する周知という義務が、責任があると思っていますので、ここは市の中でもさまざまな周知方法がございます。これは、先ほど申し上げましたように広報があったり、ホームページがあったりしますし、選管のほうでは選挙公報などもありますので、そういった方法を使

いながら広く対象者の方に働きかけていきたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 国の取り組み、道の取り組みということで、名寄市単独ではないということについては十分理解しております。ですが、名寄市に住む人たちにとって身近なところの市からの情報提供というものの重さというものは、やはり理解しやすいところで受けとめ方も違ってくると思いますので、選挙云々ということよりも主権者としての自分がどうあるべきかということも含めて提供をお願いしたいというふうに思っています。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは民主主義の最大の権利といいますが、国政あるいは市政への参加の最大のところがこの選挙なんかが一つであるというように思っておりますので、議員が言われますように市民に広く周知をするということはもとより、そういった意義についてもしっかり周知をしていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。具体的な方策については、さらに選管の中でも議論をさせていただきまして、取り組んでまいりたいと考えています。御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今後しっかり取り組みについて応援する気持ちも含めながら見守りをさせていただきたいと思っております。

次に、保幼小中連携の部分について御質問いたします。先ほど生徒指導連絡協議会ですとか、小中学校における授業参観の交流ですとか、そういう部分の御答弁をいただきましたけれども、やはり今までは幼稚園から中学校というところの連携が多かったのではないかと考えております。そこに保育所というところのかかわりが必要であるというふうに考えましたのは、やはり今どうしても

外すことのできない大きな問題として持ち上がっているいじめ、不登校の問題に絡むと思うからです。幼い時代を過ごした心の許せる保育士さん、幼稚園の先生との触れ合いの中で、成長したときに、思春期になったときに抱える悩みを少し打ち明けられるような状況がとれることを期待しての発言なのですが、この点について生徒指導連絡協議会に保育所の先生方は、保育士さんとはかわりを持たれておりますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今御質問ありました生徒指導連絡協議会の中で保育士との関係ということですが、これは小中学校で児童生徒のいろんな指導といいますが、問題等々について協議をする場でありまして、これについては幼稚園、保育所等がかかわりを持っているというところはあります。ただ、名寄市におきましては、特別支援連携協議会という中で幼保との連携を持っているところがありますので、その点について御説明をさせていただければというふうに思いますが、よろしいでしょうか。本市の特別支援教育では、子供たちが一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援の充実を図るために幼稚園、保育所、小学校、中学校が連携した組織として名寄市特別支援連携協議会と、あと特別支援教育専門家チームが存在しております。特別支援連携協議会については、全ての幼稚園、保育所と小学校、中学校、また参加可能な高等学校の関係者、団体によって組織をされているところでございます。年4回の研修会では、お互いに連携を深めながら、本市の特別支援教育の現状と課題、今後の取り組みの方向性等について共通理解を深めてきているところであります。また、特別支援教育専門家チームにおいては、小学校、高等養護学校、大学の教員と教育委員会の職員によって構成していきまして、小中学校はもとよりお互いに連携を深めながら要請のあった幼稚園にも出向きながら巡回指導を行っているところであります。教育

委員会としましては、こういった連携も今後ともさらに強めていくために、健康福祉部等とも連携を図りながら、特別支援連携協議会等の活動を充実させて、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、関係機関、団体の相互の連携をより一層強めていくように取り組んでいきたいというふうに考えているところでありますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 特別支援連携協議会についての取り組みについては、うちは大学がありまして、そこに日本を代表するような専門家の先生方がいてくださいますので、専門家チームのスタッフも他の自治体に比べて本当に身近なところに優秀な先生方がいてくださることのメリットを感じているところですが、特別支援連携協議会、特別支援というのはある個人の支援について検討はするのですけれども、支援を受ける子供たちというのは40人いれば40人ともそれぞれの個性に応じた支援を受けるべき教育が必要になってくると思いますので、その点に関してさらに個別のというよりはそれぞれの子供たち一人一人に行き届いた支援がなされるように、より一層連携を求めていきたいというふうに思っています。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員からありましたとおり、幼稚園、保育所から小学校に上がるに当たって、一人一人の子供の状況に応じたものがしっかり連結されていくことが大切だというふうに考えているところでありますけれども、そうなりますとそれに対応する人材等も多く必要となってきます。そういった意味では、幼稚園、保育所、小学校との連携をしっかりとするためにおいて、今言いました特別支援連絡協議会が、これここ数年間の中でかなり強化をされていまして、先ほど言いました専門家チームにつきましても幼稚園からの要望も高まってきている状況がありまして、そういった意味では幼稚園、保育所、小学校との連

携は強くなってきていると感じていますので、その中でしっかりした体制をつくりながら、少しずつ広げていって、多くの子供たちが問題なくスムーズに小学校に入学できる、そしてまた小学校から中学校、中学校から高校に進めるような、そういった環境づくりについてきちんと視野に入れながら、今後も強化をしていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 今以上に一層それぞれの保育士さん、担当とされる先生方が連携をとられる中で、子供たちを日常的に見守り、育ていただけるように強く求めておきたいと思っています。

それから次に、小中一貫教育についてですが、今までにも名寄市の中に小中学校というのがございましたが、小中学校と小中一貫教育校との違いについてどのように把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今まで風連日進小中学校が存在しておりました。昔にはよく小中学校、小規模校であったかというふうに思いますけれども、それにつきましては小学校、中学校がそれぞれの指導要領に基づいて授業等が行われているというふうに認識をしております。小中一貫校につきましては、9年間を通した教育をしっかりと子供に身につけさせるというところでは、中学校の先生が小学校6年生とか高学年のほうに授業を行ったりしながら、スムーズに6年間の中でその子をどう育てていくかという、そういった教育目標をしっかりと持ちながら進めていくところだというふうに認識をしています。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 一つの建物の中で教育が行われていた小中学校の中では、おのずと9年間の教育課程が身近に感じられるので、学校の中の研究も含めてそのような状況が作り上げら

れてきていたと思いますが、今度の小中一貫教育については意図的に編成がされるというふうに思っています。校舎が別々であっても小中一貫教育は可能であるというふうに思うことから、今後例えば風連地区において風連中央小学校、下多寄小学校、風連中学校、3校の小中一貫教育ということに対して名寄市としてはどのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 小中一貫教育については、今議員からありましたように必ずしも同じ小中併置校で行うものではないというふうに思っています。先ほど答弁でも申しました智恵文地区におきましては、小学校、中学校が離れた地区にありますけれども、そういった中でこういった形で小中一貫教育ができるかというふうに検討をしているところであります。先ほど申し上げましたように、教員が行き来したり、会議の回数もふえてきますので、そういった面では教員の負担がふえてきますので、そこをどうほかの業務で効率化を図りながら負担がふえないようにできるのか、これも大きな課題だというふうに考えているところであります。

風連におきましては、ことしで東風連小学校は閉校しますので、その後におきましては中学校1校に対して小学校2校から行くということになりますので、智恵文地区の1校と1校とは違いました、さらに小学校が2校になりますから、先生方の移動なり、そういった連携も多くなりますので、やっぱりそういった課題も大きくあると思いますので、今進めています智恵文小学校、中学校の一貫教育をしっかり推進して、これが計画どおり実行できればその検証をしながら、風連地区においてどのような形でつくれるかというのを検討していきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） メリット、デメリット

ト両方考えられますし、物理的に厳しい条件もあると思いますけれども、子供たちが多くの先生方の人格に触れて、それを基礎に一生を自分の自己実現に向かって過ごしていくことを思うと、やはり風連地区の小中一貫教育についても検討に値するものと思っておりますので、今後よろしく願いしたいと求めておきたいと思っております。

最後に、男女がともに活躍できる機会の拡大に向けてのところでも質問させていただきました内容についてですが、御答弁いただきました就業状況については、特徴として臨時職員に女性の比率が高いというふうに受けとめました。この点に関して何か理由があるというふうにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどの答弁の中にも申しましたけれども、非正規の職員のところについては恒常的という部分ではなくて、短期あるいは短時間の労働が多いという部分等がありますし、あるいは代替という意味合いも非常に多いということ、あるいは事務補助的な部分とか、そういういろんなさまざまな特性がありまして、どうしても女性が多くなるという状況になっているかというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） それぞれその仕事を求められる個人の立場、それからお考えが異なりますので、一概には申し上げることはできないと思いますけれども、やはり正規ではないところで働かざるを得ない女性の方たちにはそれがもとで生活が安定しない方もいらっしゃるのではないかと思います。女性の貧困を生んでいるものがここにあるような気もいたします。そこで、今後その点に関して正規に変更されるような部分というのは、臨時職員として採用された方を定期的に雇用されるということで職業の安定を図っていただけるような部分はございますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 職場に必要な職員に

ついては、これはこの間もお話ししていますように、行財政改革の中で毎年検証しながら検討させていただいているところがございます。ここは、一方では業務の効率化というところもありますので、正規職員で対応すべき職場、あるいは非正規の中で短時間の中で対応していただくというところについては、これは役所も一つの事業所でありますので、そういった考え方については持たざるを得ないのだろうなというふうに思っていますが、今申し上げましたように毎年必要なところについては正職なのか、非正規なのかについては判断をさせていただいておりますので、その中で正規が必要だという判断をしたところについては正規での対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 男性、女性にかかわらず、その仕事をするということに関しての責任は当然起こってまいりますので、それぞれの立場で仕事をされる方が職場環境安定する中で仕事をしていただけるような働きかけについては、雇用主としての名寄市としての働きかけを求めていきたいというふうに思っています。

その点にかかわって男女共同参画の考え方から申し上げますと、やはり女性の多い職場に働かれている男性、その逆の場合も含めて、その方たちを認め、励ますといえますか、そういうような表彰規定を設けている市がございました。先日行政視察で行かせていただきました倉敷市がそうでしたけれども、そういう男女共同参画の考え方にとつての企業に対しての働きかけ、表彰というような方法について、何か具体的な方策を持っておられるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほどの答弁で申し上げますように、本定例会の中で男女共同参画

推進条例の議決をいただきました。大変ありがたく思っておりますけれども、この条例に基づいてこの後推進計画というものを策定していくようになります。この中で具体的に条例を推進するための方策について検討させていただきたいというふうに思っておりますので、ただいま山崎議員のほうから提案いただいた表彰制度も一つの方策として、その有効性等も含めてその計画の中で議論をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山崎議員。

○2番（山崎真由美議員） 男女共同参画というのは、女性ばかりということでは決してありませんので、ともにどちらも働きやすい環境づくりについて、今後もしできることをやらせていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

名寄市立大学の現状と将来展望について外2件を、東川孝義議員。

○4番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、3件9項目について順次質問をさせていただきます。

最初に、名寄市立大学の現状と将来展望についてお伺いいたします。名寄市立大学の歴史は、前身である1960年、昭和35年に開学した名寄市立名寄短期大学に始まります。当時は3万5,000人余りの自治体がなぜ短期大学を設置したのか、その設置趣意書によると地理的観点から道北地域に女子校と育成機関が必要であることに加えて、農村部における小中学校の女子教員の不足への対応、また住民生活の向上にとって緊急と意識された栄養士、生活改善普及員などの養成が必要と計画されておりました。いわゆる道北に公立短期大学を設置するということは、同時に道北に文化センターを設置することであるとして、その地

域的役割を期待したのであります。その後数十年の歴史を刻んだ中で、社会構造や生活の変化、また価値観の多様化を反映して、保健、医療、福祉にかかわるニーズは増大し、食と健康のあり方、人々が社会生活を営む上で生ずる生活上の困難や障害解決に向けた対応、さらにはそれらにかかわる地域における現実的、実践的なあり方など、迫られる問題は多く、短期大学教育では限界があり、4年制大学移行への検討が行われました。具体的設置に向けては、短期大学内での検討委員会はもとより、行政、市議会議員による調査特別委員会の決議を経て、2006年、平成18年に保健福祉学部の3学科による4年制の大学として新たなスタートが切られました。栄養学科、看護学科、社会福祉学科は、社会のさまざまな領域において新しい知識、情報、技術などが重要性を増す中で、いずれも職業人の養成を目的に地域の生涯学習拠点として高等教育機関を目指す目的で設置されました。また、大学設置後10年の節目であります2016年度より短期大学の児童学科を社会保育学科として保健福祉学部のさらなる充実、発展に向けて期待されるところであります。

短期大学創立から大学設置まで、私の知り得る範囲で概略を申し上げましたが、それぞれの段階においては一口では言いあらわすことのできない御苦労があったとも聞いており、英断をされました先人の皆様方に改めて感謝とお礼を申し上げます。特に大学設置以降、名寄市内における経済的な波及効果ははかり知れないものがあり、今後もその財産を生かした中でより充実強化を図っていくことが私たちに与えられた使命でもあると思っております。

そこで、1点目の質問であります。私の理解不足もあると思っておりますので、設置趣旨と現状の取り組み状況についてお伺いいたします。具体的な取り組み状況ですが、平成21年以降卒業生の市内、道内、道外への就職割合はどのように推移しているのかお聞きいたします。

また、国家試験及び資格取得状況の実態、さらには学科別の入試倍率並びに年3回実施されておりますオープンキャンパスの効果などについてお伺いをさせていただきます。

2点目に、社会保育学科設置に伴う将来展望についてお伺いいたします。社会保育学科の設置目的と現在志願状況について伺います。

また、学科変更に伴い活躍できる進路、取得可能な試験、資格、免許など幅が広がるとは思います。この点についてもお伺いをいたします。今後は、少子化の進展が進む中で、当然のことながら志願者の厳しさが予測されますが、名寄市立大学独自の特色あるカリキュラム、魅力づくりが重要と考えますが、将来展望も含めてお伺いいたします。

3点目に、地域連携の取り組みであります。現在の道北地域研究所並びに地域交流センターの取り組み状況についてお伺いいたします。

また、現在の学科を見るときに地域との関係がより重要であると思っております。今後設置予定の市立大学コミュニティケア教育研究センター設置の目的と役割についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、マイナンバー制度の運用についてお伺いいたします。この内容につきましては、定例会初日の条例制定の中で質疑がありましたが、これから具体的に進めていく制度でもあり、市民の皆様からさまざまな御意見もいただいております。改めて質問をさせていただきます。マイナンバー制度は、住民票を有する全ての方に対して1人12桁の番号が与えられ、所得や受給状況が把握しやすくなり、負担を不当に逃れることや不正受給の防止に役立ち、年金や福祉の申請時に用意する書類が減るとも言われております。しかし、一方では個人情報流出が心配との声も聞いております。

そこで1点目に、通知カードの進捗状況と今後の対応についてお伺いいたします。マイナンバー制度を導入することにより、行政としてどのよう

なメリットが考えられるかお聞きします。

また、先般通知カードが戻ってきていると聞きましたが、保管期間はいつまでで、また受け取り拒否等についてはどのように対応されるのかお伺いいたします。名寄市内には、独居老人や施設への入居者の方も多くいることから、この方々への対応はどうされるのか、また通知カードが届いてから個人番号の申請ができ、この取得は任意であるとのことですが、通知カードと運用面でどのような違いがあるのかお聞きします。個人番号を取得することにより、メリットはどのようなことがあるのか、またマイナポータルとの関連性についてもお伺いをいたします。

2点目は、利用開始に向けての市民への周知であります。平成28年1月からの利用開始に向けて10月の名寄市の広報並びにマイナンバー制度のお知らせ、個人番号カード申請の案内に基本的な項目は記載されておりますが、実際の運用に向けて市民皆様への周知がさらに必要と考えますが、今後どのように進めようとしているのかお伺いをいたします。

3点目は、市内企業への取り組みPRについてであります。この制度は、事業者の方も年末調整や健康保険などの手続で事業規模にかかわらず、従業員やその扶養者のマイナンバーを取り扱うこととなります。行政としてマイナンバーの運用について個々の企業への説明等を行っているのかお伺いいたします。また、市役所は一企業体として今後どのような取り組みをされていくのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、大項目の3番目、冬季の観光振興についてお伺いいたします。1点目は、スポーツ施設を生かした交流人口の拡大についてお伺いいたします。まち・ひと・しごと創生総合戦略において冬季スポーツ大会の開催誘致の推進に向けて具体的な目標が示されております。当市は、紛れもなく冬季スポーツ大会開催には日本一の雪質を初めとして誘致施設が充実しており、恵まれた環境にあ

ると思います。そこで、当面の具体的な誘致活動はどのように進めようとしているのかお伺いいたします。

また、交流人口拡大のために全国規模の大会を誘致することは重要な取り組みであり、道内外への情報発信が必要と考えますが、具体的なPR対応はどのように進められようとしているのかお伺いいたします。

2点目は、カーリング場の施設充実についてお伺いいたします。現在は、公認の大会ができるレーン設備となっておりますが、全国規模の大会を誘致するには競技中並びに競技終了時ハウス内に置かれたストーンの配置が確認できる天井からのモニター設備並びに得点の電光掲示板など、より充実した設備が求められております。道立公園内の設備でもあり、名寄選出の道議会議員との連携を含めた今後の対応についてお伺いいたします。

3点目は、合宿誘致に向けての取り組みですが、総合戦略では合宿受け入れ人数を冬季スポーツ以外も含めてとはいえ、平成26年度実績倍増の5,000人を目標に掲げており、誘致に向けての具体的施策についてお伺いいたします。

また、合宿受け入れに際しては、なよろ観光まちづくり協会並びに旅館業組合との連携も非常に重要になってくると考えますが、どのように進められようとしているのかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 東川議員から大項目3点の御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は市民部長、3点目は教育部長からそれぞれ答弁をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、大項目1点目の名寄市立大学の現状と将来展望について、そのうちの小項目1点目、設置趣旨と現状の取り組み状況から申し上げます。まず、開学以降の就職の状況についてから申し上

げます。保健福祉学部では、平成21年度以降6期850名の卒業生を輩出しております。そのうち90.9%の773名が卒業時に就職をしており、そのうち市内に就職した学生は就職者のうち68名で8.8%、そのほか道内に65.2%、道外に26%となっております。また、進学者は24名、2.8%となっております。

次に、国家試験資格の取得状況についてですが、管理栄養士の合格率は6期平均で78%と全国平均の84%を若干下回っておりますが、看護師、保健師はこの5年おおむね100%、また社会福祉士の合格率は6期平均で50.3%、全国平均の38.4%を上回っております。

次に、平成21年度以降の入試状況についてですが、保健福祉学部の推薦入試志願倍率は2.0倍から3.1倍、一般入試の志願倍率は3.0倍から5.3倍の間で推移しており、適切な入学者の選抜が可能になっていると思っております。学科別で申しますと、栄養学科の推薦入試では2.3倍から3.7倍、一般前期入試では3.0倍から3.8倍の志願倍率、次に看護学科の推薦入試では2.1倍から4.2倍、一般入試では3.1倍から6.7倍、社会福祉学科の推薦入試では1.0倍から2.0倍、一般前期入試では2.4倍から6.1倍の志願倍率で推移をしております。

次に、本年のオープンキャンパスについてですが、3回開催をしております、高校生、保護者含めて延べ907人の参加がありました。そのうち高校3年生の実参加者は283人で、1月19日に実施をいたしました推薦入試にはそのうち50%を超える志願がありました。オープンキャンパスは学生確保に大きな役割を果たしておりますので、今後も多くの高校生に本学の魅力や特色を伝える場として実施してまいります。

次に、小項目2点目の社会保育学科設置に伴う将来展望について申し上げます。ケアの未来を開くを理念とする本学において、子供の保育や教育の分野をリードしていける人材の養成は使命で、

社会的ニーズにも応えるものと考えており、保育の専門家として高度な力量を身につけ、保育にかかわる各分野でリーダーシップを発揮できる人材を育成することを社会保育学科設置の目的としております。

次に、1月19日に行った推薦入試では、募集人員20名に対しまして志願者49人、倍率2.45倍となり、道内国公立大学では初めてとなる保育系の学科に寄せる期待を感じております。新学科では、保育士免許、幼稚園教諭1種免許状に加えまして、特別支援学校教諭2種免許状の取得も可能となることから、進路は公務員保育士の比率が高くなるとともに、児童相談所などの公的機関での活躍が期待されるものと考えております。また、本学の魅力は、小さな地方都市の立地環境を生かし、地域をフィールドにした活動を展開する科目や栄養、看護、社会福祉学科と連携することにより、幅広い関心と他の専門職とも協調精神を持つことのできる専門職に育つことだと考えておりまして、そうした特色を鮮明にし、専門職としての質の高さ、資格と就職をアピールポイントとしての定員確保に努め、これから予想される厳しい環境に臨んでいきたいと考えております。あわせてさきの第3回定例会で割高となっております入学料の見直しの改定を議決をいただきましたので、学生募集活動の際に本学のカリキュラムなどの特色とともに広くアピールしてまいります。

次に、小項目3点目の地域連携の取り組みについて申し上げます。地域交流センターは、平成18年の4大開学と同時に設置されまして、大学学生と市民の地域活動やボランティア活動の連絡調整、支援推進などを行うことを目的とし、現在は学生教育の一環として主にボランティアを中心に活動を展開しております。今年度は、地域や近隣自治体などから依頼のあったボランティア43件のうちふれあい広場、まちなかおしゃべりカフェなど29件のボランティアに延べ138名の学生

が参加をしております。

道北地域研究所は、地域の保健、医療、福祉、教育、文化の充実、発展や産業経済の振興に寄与する研究を行うことを目的に短大時代の昭和57年に設置をされ、33年を迎えました。今年度は、看護師が不足する顕著な地域と都市部の職務満足度の実態調査や上川北部地域における福食農連携による精神障害者就労支援に関する研究の課題に取り組んでいるほか、市民公開講座を開催し、保健、医療、福祉を中心に知識を深めてもらう取り組みを行っております。

平成28年度に設置を予定しておりますコミュニティケア教育研究センターは、両組織を統合し、地域との連携、交流活動と地域の課題に貢献する取り組みを一体化しようとするものであります。新センターは、地域振興、ケア開発、地域交流の大きく3つの視点からの活動を計画しておりますが、大学の研究、教育の成果、人的資源などを活用しまして、名寄市のみならず定住自立圏における地域づくりにも積極的にかかわり、地域貢献を果たしてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目の2、マイナンバー制度の運用について一括して申し上げます。

初めに、小項目の1、通知カードの進捗状況と今後の対応について申し上げます。まず、マイナンバー制度導入による運用のメリットであります。公平、公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化の大きく3点が挙げられます。公平、公正な社会の実現につきましては、行政サービスの受給状況の正確な把握が可能となり、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができるようになります。利便性の向上につきましては、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減ることにより、行政手続が簡素化され、市民の皆さんの負担が軽減されます。行政事務の

効率化につきましては、災害時などにマイナンバーを活用することで迅速な対応が可能となります。この大きく3点が当該制度導入のメリットになります。

次に、通知カードの対応について申し上げます。名寄市内で配達された通知カードは、11月20日現在で配達総数の7.9%に当たる1,146件が返戻をされており、保管期間経過等により受け取りができなかった857世帯に対して市役所で保管している内容の文書を普通郵便でお知らせをし、受け取っていただくようお願いをしております。返戻された通知カードの保管期間につきましては、国の指針ではおおむね3カ月とございますけれども、名寄市では年度内の平成28年3月ごろまでをめどとしております。また、受け取り拒否の7件につきましては、連絡がとれた5件につきまして内容を御説明したところ、御理解をいただきまして、受け取っていただく予定となっております。返戻された通知カードのうち、独居老人や施設入居者につきましては、今後担当部局等と連携によりまして、できるだけ多くの方に受け取っていただけますよう対応をまいります。

次に、個人番号カードと通知カードの運用面の違い、個人番号カード取得のメリットについて申し上げます。通知カードにつきましては、行政機関の窓口などで個人番号の提供を求められた際に利用することで添付書類などを少なくすることができ、手続が簡素化されます。また、個人番号カードにつきましては、通知カードと同様の運用のほかに、公的な身分証明書としての利用、市町村、都道府県、行政機関などによる付加サービスの利用、電子証明書による電子申請の利用ができるようになっております。さらに、平成29年1月からは個人ごとのポータルサイト、いわゆるマイナポータルを使ってマイナンバーを含む自分の情報をいつ誰がなぜ提供したのかを確認することができ、行政機関からのお知らせも受け取ることができるなど、多くのメリットがあります。

次に、小項目の2、利用開始に向けての市民への周知について申し上げます。御案内のとおり、本年10月5日にいわゆるマイナンバー法が施行され、本市においては10月下旬以降順次御家庭にマイナンバーを記載した通知カードの送付が始まり、来年1月からは福祉関係の給付や健康保険の手続などで実際にこのマイナンバーの使用が始まります。このマイナンバー制度のスタートに当たり、これまで本市では市広報6月号から11月号まで連載で関連情報を掲載したほか、市ホームページでの周知、10月から11月にかけて10回開催したまちづくり懇談会における説明、町内会や老人クラブでの出前トークなどにより、当該制度の周知に努めてまいりました。加えてこれからも町内会での出前トークやピヤシリ大学公開講座、町内会連合会主催行事での説明を予定しており、今後もさまざまな機会を通じて当該制度の周知に努めてまいります。また、来年1月以降実際に運用される手続の周知ですが、国からの情報が順次入ってくるものの、まだ未確定な部分も多くありますので、今後も担当部局で情報収集を行いながら、どのような手続でマイナンバーの記載が必要となるか、的確に把握し、市広報やホームページ等を通じて周知してまいります。

続きまして、小項目の3、市内企業への取り組みPRについて申し上げます。民間事業者の取り扱いですが、マイナンバーは税や社会保障の手続に使用されるものであり、従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険等の書類や給与の源泉徴収票等に記載することとなりますので、公的機関、民間あるいは大小問わず従業員を雇用している企業、団体等はマイナンバーを取り扱う事業者となります。このため事業者は、全従業員から本人や御家族のマイナンバーを提供してもらう必要がありますし、マイナンバーをその内容に含む情報は厳重に管理することが必要となります。

なお、民間企業等への当該制度の周知は税務署など関係する国の機関や民間の関係団体が行うこ

とになっておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、冬季の観光振興についてお答えをいたします。

初めに、小項目1、スポーツ施設を生かした交流人口の拡大についてですが、冬季スポーツ大会の開催につきましては、名寄ピヤシリジャンプ大会を初め吉田杯、全日本コンバインド大会、クロスカントリー名寄大会を例年開催しております。また、本年度新たに開催する大会は、12月26日にワールドカップから一時帰国をしていますオリンピック出場選手らが参加し、第94回全日本スキー選手権大会ノルディックコンバインド競技が開催されるほか、第71回北海道スキー選手権大会ジャンプ競技が年明けの1月5日、6日に開催され、1月15日から18日まではクロスカントリー競技が開催され、2月19日、20日には全道ハンディキャップスキー名寄大会が開催されます。カーリング協会では、1月29日から31日に北海道ミックスタブルス選手権大会が開催されることになっております。また、来年2月2日から5日まで第53回全日本中学校スキー大会ノルディック競技を名寄中学校が事務局となり開催いたします。大会には、選手、保護者、大会関係者など約1,000人の参加が見込まれ、現在風連中学校、名寄東中学校等とも連携を図りながら準備を進めているところであります。来年度は、例年開催されています大会のほかにスキーノルディック競技ではJOCジュニアオリンピックカップの開催、カーリング競技では北海道知事杯カーリング大会の開催が予定されています。今後も各種大会の招致、開催につきましては、名寄地方スキー連盟や名寄カーリング協会、名寄市体育協会などと連携を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、全道、全国規模の大会誘致の拡大につき

ましては、各種競技組織、大会を主催されています関係機関などへの直接的な働きかけを行ってきておりますが、今後とも名寄市内の競技団体や体育協会など皆様と連携を図りながら、恵まれた自然環境や競技施設などをPRしながら積極的に推進してまいります。

次に、小項目2、カーリング場の施設充実についてですが、道立サンピラーパークカーリングホールは、日本オリンピック委員会公認のカーリング競技強化センターとしての機能があります。これまで全道、全国規模の大会などを誘致してきております。近年は、カーリング競技の人気の高まり、全国規模の大会では観客席のモニターやテレビ放映のためにカメラ及びモニター等の設備のある競技施設で開催されております。このため、カーリングホールへのカメラ及びモニター等の設置について北海道へ要望し、また名寄地区選出の道議会議員を通じても要望をしてきているところであります。本市からの要望を受け、北海道の担当部局では10月に調査設計委託を発注したところであり、今後は、北海道、設計会社、サンピラーパークの指定管理者、さらにカーリング協会と設備内容についての協議を行い、設計を進めていく予定となっております。また、来年度の設置に向け予算要求を行っている状況との報告を受けているところであります。

次に、小項目3、合宿誘致に向けての取り組みについてですが、本年10月に策定しました総合戦略の基本目標の中で冬季スポーツの大会開催誘致の推進、冬季スポーツを中心とした合宿誘致の推進、ジュニア世代の育成と冬季スポーツの拠点化の推進について盛り込み、本市が有する恵まれた自然環境や施設の資源を最大限に生かした取り組みを推進していくこととしております。本年度の具体的な取り組みといたしましては、1つ目は、合宿誘致に関する窓口を教育部生涯学習課スポーツ振興係が担うこととし、合宿受け入れ組織の設立につきましては関係団体や宿泊施設などと連携

し、オール名寄による受け入れ態勢を確立するための準備を進めております。2つ目は、合宿誘致のPR活動としては合宿専用ホームページを作成して情報発信を強化していきます。3つ目として、本市で開催される各種大会時には市全体で歓迎ムードを盛り上げるために宿泊施設や大会会場などに掲げる歓迎のぼりの作成を進めております。4つ目として、合宿をしている学校や団体などを新聞、エフエムなよろを活用して定期的に市民に周知を図ってまいります。そのほかにPR用のノベルティー作成、合宿者に対する支援など取り組んでまいります。

次に、関係団体との連携についてですが、去る11月19日に合宿誘致の推進に向けた説明会を開催してきております。出席いただきました観光協会、旅館業組合、体育協会、商工会議所青年部、エフエムなよろ、青年会議所、JA道北なよろ、名寄振興公社の代表者に合宿誘致に関する説明、本年度の具体的な取り組み、今後の主な大会開催予定などを説明し、合宿の受け入れ態勢を確立するためにそれぞれの立場での協力と来年度には合宿受け入れ組織を設立していくために準備を進めていることの御理解と御協力をお願いしてきたところであります。今後さらに関係する団体の皆様と協議を重ね、合宿誘致に向けて連携を強化して推進してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。答弁をいただいた中で何点か改めてお聞きをしたいと思いません。

名寄市立大学、来年度から社会保育学科のスタートということで、その意義等については地域のフィールドを生かしたというふうなことも含めて、今後さらに魅力ある学校づくりが望まれるのかなというふうに思います。

そこで、先ほどの答弁にありました国家試験の

合格率でありますけれども、看護学科はほぼ100%に近いと。それから、栄養学科70から90%前後、社会福祉学科は50%前後というようなことで、全国の合格率との比較、ちょっと私も聞き取れなかったのですが、もう一度それを含めてお聞きをしたいのと、あわせて国家試験を取得するに当たっての大学でのサポート体制、この辺がどういうふうな取り組みをされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、国家資格の状況で、栄養学科のほうなのですが、6年間の平均ということでありますけれども、本学は78%ということで、全国平均が84%ですので、6%ほど下回っている状況になっております。看護師、保健師はここ数年ほぼ100%ということであります。また、社会福祉士につきましては、6回生までの平均で50.3%ということで、これは全国平均より38.4%ですので、12%ほど上回っている状況になっておりまして、栄養学科が若干低くなっているという現状でございます。

次に、国家試験取得に対するサポート体制についてなのですが、国家試験取得に対するサポートはそれぞれの学科に教員で構成する就職進路委員会というのを設置をして合格を目指す学生のサポート活動を行っておりまして、具体的には学生個々がインターネットを活用して継続して学習できる環境の整備、教材の提供、それから国家試験対策の講座などの開講をしております。また、国家試験の模試の実施と実施後の個別のサポート、加えて教員によります領域別の対策講座などを日常的に行っているところです。国家試験対策の最も重要なものは、試験に臨む学生の姿勢ですとか意欲などでございますので、学生一人一人への個別のサポート、合格を目指すための努力を促すための、そのための支援を日常的に行っているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。その大学に入るという目的の中には、やはりそれぞれの資格取得というのが非常に高いというのもそこに入る魅力の一つかなと思いますので、今言われたサポート体制を含めてさらによくお願いをしたいと思います。

次に、卒業生の就職の比率を先ほどお聞きをしました。市内が8.8%、道内が65.2で道外が25というような、その後進路もあるというふうなことでお聞きをしたのですが、市内に就職をするというのは雇用の場は確保はもちろんなのですが、やはり市内で働くためのいろんな施策というのにも必要なのかなという気がするのです。今それぞれ市内で働いている大学を卒業した方のお話を聞くと、いろんな企業で受けているところもあるのですが、やはり行政なり、そういう大学の中でどういうふうな支援制度を考えておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） いわゆる卒業生の地元対策への取り組みというのは、今までもそこそこございますが、取り組んではいるのですが、雇用の方ですとか、いろいろありまして、十分ではないという面がございました。そこで、本年名寄市の総合戦略に卒業生の地元定着ということで盛り込んでおりまして、それぞれいわゆる対策協議会のようなものをつくる、あるいは地元定着に向けて家賃補助ですとか、幾つか総合戦略の中に盛り込んで、来年度から実施をしていきたいなと考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。ぜひ地元へ一人でも、せつかく道外、恐らく今の状況をお聞きすると道外からの名寄の市立大学に入学されている方が非常に多いので、この大学で4年間学んでいただいて、道内も含めて地元で少

しでも就職できるような体制をさらに要望したいというふうに思います。

先ほどまたもう一点、次に入学金の見直しというように、志願者の費用負担を軽減する枠、見直しを行ったところでありませけれども、ただ入学金以外にも名寄市立大学というのは大学に納める費用は決して安くはないのではないかなというふうに思います。今後は、入学金以外の見直しも検討が必要になってくるのではないかというふうに考えます。そこで、今後の将来を考えたときに非常に経営的な厳しさ、これも予測されるのではないかというふうに思います。将来を見据えた中、学長選挙は昨日終わったばかりなのですが、そういう形の中でまた新しい学長の中で検討を加えられていくのかとは思っておりますけれども、今考えている範囲の中で、例えば独立行政法人化とか、そういうふうなお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 公立大学法人化を含めたということでお答えしたいと思うのですが、現在86公立大学ございまして、そのうち70が既に公立大学法人としておりまして、非法人化、していないというのは16大学という現状になっております。法人化をいたしますと、いわゆる大学の裁量権は増しますけれども、一方では成果を厳格に求められるというのが、責任も当然伴います。財務会計は企業会計の導入ですとか計画、それから中期の6年ごとの計画、実施計画の策定など幾つか課題等があります。今後本学には大学の教育振興計画のような、いわゆる総合計画のような指針といいますか、計画がありませんので、まずは大学の教育振興計画をつくりまして、その中で法人化を含めた議論をしていきたいと思っております、実施をするには少なくとも準備から2年程度は期間がかかりますので、その計画の中で是非を含めてしっかりと議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 生徒の入学もあわせて、大学の経営的な問題というのもやっぱり今後将来の展望を見据えた中では重要な要素だと思いますので、今お話をいただいた形の中でさらに検討を加えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思っております。マイナンバー制度の運用について再度お聞きをしたいというふうに思います。先ほどマイナンバー制度、保管期間が27年度の3月ですから、実際は28年3月というふうに受けとめたのですけれども、その中で不安に思うのは、先ほどもちょっとお話をさせていただいた独居老人や施設入居者、関連するところとこれから対応させていただくというふうなお話だったので、非常にこの辺が不安に思うところなのですが、改めてお考えがあればこの対応についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 件数もかなりあるということで、今後現状では600件程度本人のお手元に届いていない通知カードが手元にございます。内容的には、施設の入所の方ですとか、いろんなパターンがございまして、先ほども申し上げたのですけれども、関係部署と連携をとりながら、1件1件連絡をとって、受け取ってくださいということでお願いをしながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願います。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 住民票を持っている世帯全員に付与されるマイナンバー制度なので、大変だとは思いますが、ぜひ全員に行き渡るような体制で進めていただければなというふうに思っております。お願いをしたいというふうに思います。

次に、マイナンバー制度、誰でも使えるのですけれども、このマイナンバー制度をそれぞれ個人

がどのような場面で使用することが可能なのか、この点についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） マイナンバーにつきましては、平成28年1月1日以降順次利用が開始されるということでもあります。少し全体像が明らかでない部分もあるのですけれども、年金、健康保険、福祉関係の給付、確定申告等々行政機関や職場での手続で必要となるということでございます。いずれにしましても、今回届けられた通知カードを大切に保管していただきまして、必要な場面で使っていただけるように引き続き周知のほうを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ありがとうございます。

この後実際に運用されていく形の中で、情報管理を行う行政の立場として、管理担当者など運用だとか、あるいはセキュリティ対策、これは今後どのように進められていくのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） セキュリティ対策についてということでございます。名寄市における個人情報のセキュリティ対策でございますけれども、ここは特に大切な部分なのかなと思いますけれども、まず住民基本台帳ネットワークシステムで利用される個人情報につきましては、全て国から示された手引書に基づきまして市のサーバーで厳重管理をしてございます。また、ネットワークは専用回線で北海道管理サーバー及び全国管理サーバーに接続をされておりまして、インターネットとは接続をしてございません。また、本市の独自の基幹システムで住民記録、税、国保、福祉など21の業務を処理する総合行政システムにつきましては、本市において最も重要なシステム

と位置づけ、その管理や使用を規則で定めてございます。この総合行政システムは、クラウドによりまして管理、運用を行っておりまして、システムサーバーやデータ保管サーバーを市役所内に置かず、セキュリティに特化したデータセンターに設置をしまして、ハード、ソフトデータの総合的な管理を委託してございます。加えてこのシステムに接続される窓口用端末では、個人情報を含む全てのデータについて外部への持ち出しや他のパソコンへコピーができないよう機能制限をかけ、情報漏えいの防止を図ってございます。

なお、これまで本市では個人情報を含むデータの流出は一件もありませんが、マイナンバー制度を導入に当たり改めて研修等を行いまして、これまで以上に職員に管理及び運用ルールの遵守を求め、より強固なセキュリティ体制の構築を図るとともに、制度、システム両面において国が講ずるセキュリティ対策を遵守し、市民の皆様の個人情報を保護してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今ハード面でのいろいろな対策というふうなこと、あるいはその管理を担当される方の研修だとかというふうなことで答弁を受けました。今まで特に情報管理というのは、機械的にはある程度きちっとハード面では押さえられているけれども、運用面というふうなことが結構懸念をされるような事案が出ているので、ぜひ今答弁にありました管理担当される方の研修だとか、あるいはそういうものを蓄積を重ねて、個人情報のしっかりした管理を運営をしていただきたいというふうに思います。

マイナンバー制度、続いてなのでございますけれども、名寄市の一企業体としてお聞きをしたいと思います。平成27年度中の扶養控除申告、この欄に個人番号を記載しても差し支えないということなのでございますけれども、仮に職員が個人番号の記載を拒んだ場合はどういうふうな対応をされるのかお聞きをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） マイナンバーの適用については、新年度から適用になるということでもありますけれども、例えば源泉徴収の関係でいきますと、必ずしも1月1日から番号を記載しなくてもいいとなっています。来年度の収入の源泉徴収の関係書類を関係機関に提出する際に、このときに間に合うような形で記載をすればいいというふうに国のほうからの指導がありますので、各企業のほうにも恐らくそれぞれの手続の中でそういった周知がされるものだというふうに認識をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 企業によっては27年度分と翌年の28年度分あわせて配付をされるところがあるみたいなので、その辺もあってちょっとお聞きをさせていただきました。ぜひこのマイナンバー制度、いろんな国の制度でまだそれぞれのところに細かいものがと、具体的なものおりにきていないというふうなことはありますけれども、実際に運用は1月1日からということなので、先ほどいろいろお願いをさせていただいた事項を含めて市民の皆様が少しでも理解をした中でこの制度を運用できるような行政の対応をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、次の冬季の観光振興について改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。名寄市の誘致をするために、あるいは知名度を高めるために、市長のトップセールス、これはされているというふうには思いますけれども、先ほどいろんなお話を実際に誘致されている項目の名前は伺いましたけれども、より名寄市を売るための効果的な施策が必要と考えますけれども、この辺具体的に何かまたございましたらお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今議員のほうから大会なり合宿も通して名寄市の知名度を高める方策

ということであります。今後いろんな機会の中の御意見をいただきながら具体策をさらに強めていきたいというふうに思っていますけれども、当然先ほど申し上げました大会誘致のPR活動を行っていくとともに、合宿誘致活動とも連動させながら、ホームページを初め各種媒体を活用して広報活動をより強化していきたいというふうに考えています。また、大会や合宿などで本市を訪れる選手、監督、コーチ、関係団体に対するホスピタリティを高めていきたいというふうに考えています。こうした取り組みを通しながら、本市のよさを印象づけることや名寄産の農産物、加工品をPRするなど、名寄の知名度を高める機会と捉えまして、市民や関係する団体の皆さんとも効果的な取り組みについて御意見をいただきながら、しっかり連携をしながら全国に発信をしてみたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） 今名寄の農産物というふうなお話もありましたけれども、やはりその部分だけではなくて、答弁のありましたいろんなもの、名寄の特産を生かしたものも含めたPRも非常に効果的ではないかなというふうに思いますので、あわせてお願いをしたいと思います。

次に、合宿誘致に向けて、いろんな冬季の既存設備があるわけですがけれども、この維持管理、現状でどれぐらい費用がかかっているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 名寄の競技施設等々の維持管理費ということでもありますけれども、名寄はさまざまなスポーツ施設を管理していきまして、それぞれの個々の数字現在持ち合わせておりませんので、それにつきましては後ほど議員のほうにお知らせをしたいというふうに思いますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） では、よろしくお願

します。

それと、続いてジュニア選手の育成ということで、非常に指導者の不足というふうなことが言われております。ジュニア選手をこれから育成をしていくために、具体的な取り組みあるいは対応があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように指導者不足、また高齢化によって、なかなかジュニア育成ができないという競技団体もあるという話も聞いているところであります。ジュニアの育成、指導者の強化につきましては、先ほども述べましたけれども、総合戦略においてジュニア世代の育成強化、冬季スポーツの拠点化を盛り込みながら、具体的な施策としまして指導体制の充実においては著名な選手、指導者の招致、また中学校、高等学校の冬季スポーツにかかわる部活動を強化するために学校とも連携を図りながら、競技経験のある教職員の配置について努めてもらうようお願いをしたいというふうに考えております。今後につきましてもこうした施策を総合戦略の施策に基づきまして、関係する団体などと連携を図りながらしっかりとした取り組みを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） せっかくの設備がありながら、指導者の不足によってなかなか優秀な選手が育っていないというふうなお話も聞きますので、ぜひ継続的な取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

続いて、カーリング場の施設利用であります。全道大会あるいは全国大会の日程から、ジュニアの選手は通年使用可能な常呂町まで遠征費をかけてトレーニングを行っているというのが現状であります。現在の利用期間、11月から3月までであります。ジュニア育成等を考慮して利用期間の

延長について考え方があればお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今カーリングホールの利用期間の延長という御質問でございますけれども、カーリングホールの利用期間の延長については、サンピラーパークの指定管理者のほうに確認をしたことがありますけれども、名寄カーリング協会からも同様の要望が出ているという話をお聞かせいただきました。設置されている冷凍機は冷たい外気を取り込む方式で、省エネタイプのため、外気温の関係から利用期間の延長はできないというふうに聞いているところであります。リンクをつくるためには、約1カ月の期間を要するというので、現在は10月から製氷作業を行っていて、外気に影響されない製氷をするためには冷凍機を交換する必要があるというふうに聞いております。カーリングホールは建設して10年になりますので、今後更新時期とあわせて設置者であります北海道に対しましてカーリング協会とも連携しながら、冷凍機の交換ができないかということも時期を見ながら要望してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 東川議員。

○4番（東川孝義議員） ぜひ更新にあわせて検討をお願いをしたいというふうに思います。

もう一点、最後に施設の充実という面では、今カーリング場の施設を管理されている氷づくり、いわゆるアイスマンと言われる方が非常に限定をされていると。施設管理充実という面で技術の伝承だとか、そういうことを含めて今後の氷づくり、こういう方の養成だとかというふうなことをもし考えておられるのであればお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） カーリング場のコースづくりの技術者ということでもありますけれども、今後も全国規模の大会とか誘致するに当たっては

その技能者の育成が大事だというふうを考えております。それにつきましては、名寄カーリング協会ともしっかり連携をとらせていただきながら、トップレベルの選手の合宿の誘致もありますし、大会誘致に向けてしっかりとしたカーリングのリンクができるように人材確保についても連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えていますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

観光の振興と広域連携によるまちの活性化について外2件を、佐久間誠議員。

○8番（佐久間 誠議員） 御指名いただきましたので、通告順に従い発言させていただきます。

まず、大項目1の観光の振興と広域連携によるまちの活性化についてですが、名寄市の観光入り込み客数は名寄商工会議所調べによりますと平成21年45万2,000人、平成25年には39万3,000人と約6万人ほど減少しております。宿泊客数は、平成21年も平成25年も3万8,000人と同規模で推移している現況にあります。そうした中で、一つの自治体での個別の観光施策によって観光入り込み客数を大きく伸ばしていくには限界があるのではないかと考えます。そこで、市としての独自性を発揮しつつも、これまで以上に近隣自治体と連携、協調、協働して道北地域ならではの景観を生かした広域連携によるまちの活性化を図っていくべきではないかと考えております。これからの近隣自治体と連携した観光振興策について、本市としての基本的な考え方についてお伺いいたします。

次に、小項目（1）の羊飼育推奨による観光資

源づくりとまちおこしについてであります。近隣自治体では士別市に1,200頭、美深で1,000頭の羊が飼育され、観光資源として、あるいは羊肉や羊乳、羊毛を使った加工販売が展開されています。名寄では、煮込みジンギスカンで売り込みを図り、知名度は一定程度浸透させたものの、肝心の肉はコスト面などから輸入品を使っている現状にあります。羊飼育を推奨し、地場産の羊を使い、あるいは北海道産の羊肉を使って売り込むのと同時に、羊が牧草を食べている景観そのものを道北地域の観光資源として育て、売り込み、交流人口の拡大とまちおこしに結びつけていってはどうかと考えております。そこで、長期的な視点に立って羊飼養を推奨し、観光資源づくりを目指し、支援できないかお伺いいたします。

次に、小項目（2）の農林業、民間企業などと連携した畜産振興についてであります。それでは羊は誰が飼育するのか。枝肉にしたときのコストが割高になる、そうした収益面での課題を抱えているのも現実であります。羊は、TPPに先駆けてなされたガットにより関税を撤廃されたことによる完全自由化品目であり、昭和36年に羊毛、昭和37年に羊あるいは羊肉の輸入自由化が行われ、昭和32年の全国の羊飼養頭数94万4,940頭をピークとし、平成26年で見ると羊を飼育している畜産農家は全国で882戸、1万7,201頭、全道で193戸、1万6,400頭と大幅に激減しています。現在TPPが大筋合意となり、今後牛や豚も同様の試練をくぐらなければならないかという現状に直面しております。ある意味でTPP以前に関税撤廃の荒波をくぐってきた羊は、羊毛、毛皮、羊乳による加工品、堆肥生産とさまざまな知恵を絞って生き残っている関税撤廃後の畜産農家のパイオニア的家畜とも言えます。

東北大学農学部八巻邦次氏は、農業、畜産、林業の複合の方策を追求する自然のサイクルを生かした綿羊生産を提唱しております。八巻氏は、綿羊の林間放牧を研究し、オーストラリアやニュ

ージーランドの輸入羊肉に対抗するには生産者のコスト低減の努力と一つの解決策として国土の70%が森林であるという日本の特性を生かした放牧が有効であると考えている方であります。名寄地域も中山間地を多く抱え、耕作放棄地の問題も内在しておりますし、山と人里の間に羊を飼育することにより牧地を開拓することも可能と考えます。また、これらはヒグマなどの有害鳥獣対策にもつながるものであります。また、離農者の跡地活用で民間企業の参入も考えられます。羊肉はヘルシー食品でもあり、安全志向もあることから、北海道産あるいは名寄産の羊肉が誕生すれば胸を張ってなよろ煮込みジンギスカンとして売り込めるのではないかと、こうした中山間地活用、林業との複合的効果、農家の畑と山裾の境界づくりに羊活用を考えられないかお伺いしたいと思っております。

次に、小項目（3）の食肉センターと畜場での羊、豚と畜についてであります。現在名寄の食肉センターでは、認定市場に向けて手続が進められているところでありますが、と畜の種類にしても牛、廃用牛をメインとしており、条例を見ても牛、馬のみがと畜対象となっているわけですが、羊、豚も対象として受け入れられる態勢を整備すべきではないかと考えます。と畜場を持たない近隣自治体生産者は、皆旭川に持っていかざるを得ないわけで、生産者からも近間にと場があれば極めて効率的と期待されておりますし、と畜種類をふやし、食肉センターの稼働率が上がれば雇用にも結びつくことから、現状は廃用牛を主とした牛と畜のみであります。現在進められている市場認定後のと畜種類の拡大の考え方についてお答えいただきたいと思っております。

次に、小項目（4）の雪質日本一フェスティバルと組み合わせたマーケティング戦略についてであります。利雪・親雪のメインとしての雪質日本一フェスティバルでの雪像づくりにより工夫が凝らされ、取り組まれておりますが、あわせて開催される北の天文字焼は道北観光連盟、これは加藤

市長が会長だと承知しておりますが、ここと協力して関連する天の文字を結ぶ14市町村が組み込まれるという由来に即して関係自治体が一体となった取り組みとするべく、関係市町村への理解と協力を行政としても求め、広げていくべきではないかと考えます。そこで、雪祭りと北の天文字焼が同時期に開催されることから、天の火文字を結ぶ14の市町村への働きかけを行政としてもバックアップできないかお尋ねいたします。

また、マーケティング戦略としては、関連する14市町村の土産や特産品のフェスティバル特設会場での販売、あるいは観光入り込み客のツアーなどを通じた広域観光連携で近隣市町村と協調した取り組みを模索すべきではないかお伺いいたします。

次に、大項目2の快適で安全なまちづくりについてであります。高齢化社会の深度化に伴い快適で安全に暮らせるまちづくりを進める上で、当市の考え方についてお聞きしたいと思います。まず、小項目1の加齢による自動車運転免許返納者への支援制度についてであります。名寄警察署に調査していただいたところによりますと、名寄市の免許自主返納者は平成24年31件、25年31件、26年47件、この3年間で109件の申し出数とのことでありました。高齢ドライバーの引き起こす事故は、全体の20.4%とも言われております。技能の衰えや、あるいは判断力の低下、認知症等の発症による事故撲滅を促進する観点からも自動車運転免許自主返納者への支援制度を整備していく必要が高まっていると思うのですが、それらの考え方と特に返納時に申請により発行される運転経歴証明書、これは1,000円かかるわけですが、ここの自治体負担制度の創設をしてはどうかと思っております。これらについての考え方について伺いたいと思っております。

小項目（2）の高齢者、障害者への生活支援と制度の拡充についてであります。要支援、要介護から外れている75歳からの高齢者へのタクシー

割引制度、コミュニティバス、デマンドバスの割引制度を創設し、市内の運行範囲で使用できる交通費の助成券交付などで安心して暮らせる生活環境を整備していったらどうかと考えますが、市としての見解を伺いたいと思います。

また、当市でのひとり暮らしで重い持病を抱えるお年寄りなどに対して取り組んでいる緊急通報システム機器の貸与の現状、利用状況はどうなっているのかについて伺いたいと思います。

大項目3の除雪対策に関してですが、道内でも特別豪雪地帯に指定されている当市にとって除雪対策は市民生活にとっても極めて重要な関心事であります。そこで、小項目（1）の除雪予算をふやし排雪回数をふやす手だてについてですが、これまで幾つかの対策について私自身も一般質問も行い、ほかの議員からもさまざまな提言がなされ、担当部署でも課題改善に向け努力されているところですが、市民からの苦情は減っていないのが現状であります。そこで、重要幹線及び幹線道路排雪で、排雪回数をふやすことにより効果が上がっていることから、生活道路の排雪回数をシーズン1回のところ、まずは複数回にふやすよう除雪予算を次年度に向けて組み立ててはどうかお聞きしたいと思います。

小項目（2）の市民との協働によるバス停周りの安全確保についてであります。冬期間におけるバス停の除雪は、乗降の際の安全確保の観点からも必要なことでもあります。新潟や富山、青森や金沢などでは、バス停や信号機の横にスコップを常設し、おもいやりのひとかき、スコップ運動としてバスや信号待ちの人などに除雪していただいている事例があります。当市においても市民協働事業として実施できないものかお伺いいたしまして、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 佐久間議員からは、大項目で3件の質問をいただいております。大項目1は私から、大項目2の小項目1は市民部長か

ら、小項目2は健康福祉部長から、大項目3は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしくお願いたします。

大項目1、観光の振興と広域連携によるまちの活性化について、小項目1、羊飼育推奨による観光資源づくりとまちおこしについてお答えします。まず初めに、近隣自治体と連携した観光振興策についてですが、名寄市には地域特有のすばらしい観光資源があり、現在までさまざまな団体や市民の皆さんに観光資源を活用した取り組みを行っていただいております。新たな観光の形の一つである着地型観光を推進していく上では、自治体や民間団体個々の取り組みでは限界があり、近隣自治体はもちろんのこと、広域で連携することにより多様化する観光客のニーズに応えることなどが求められています。道北地域は、豊かな自然環境と歴史、文化に育まれた観光資源が数多く点在しており、上川北部地域の9市町村で構成される道北観光連盟や北海道遺産である天塩川周辺11市町村が連携するテッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会での取り組みを通じて地域内の魅力的な観光資源を有機的に結びつける広域的に周遊できる観光ルートの開発などに努めてまいります。

続いて、羊飼育を推進し、道産羊肉を使用したなよろ煮込みジンギスカンなど長期的な視点に立った観光資源づくりを目指す取り組みについては、なよろ煮込みジンギスカンはまちづくり団体の一つである第746なよろ煮込みジンギスカン艦隊が北海道内でも独特の食べ方の食文化に焦点を当て、なよろ煮込みジンギスカンをPRツールとして活用し、名寄市の知名度向上を図ることを目的に市内外のイベントで活動しています。本団体でも道産羊肉の使用について検討したことはありますが、イベントでは多くの皆さんに購入していただくことが知名度向上につながることから、コストの面でお買い求めやすい価格に設定することが困難であったことから、断念した経過があります。また、市内9つの飲食店でも地域の食文化を活用した地

域活性化の視点によりなよろ煮込みジンギスカンの提供の協力をいただいておりますが、羊肉の仕入れ等については各飲食店にお任せしているのが現状です。しかし、輸入羊肉については円安や燃料高によるコスト高のほか、中国等の需要増が影響し、年々価格が上昇しているのが現状です。これらを考慮していくと、道産羊肉の普及が鈍い要因であったコストの面も長期的な視点に立った場合、解消されていく可能性も考えられることから、情報収集に努めるとともに研究をしております。

次に、小項目2、農林業、民間企業などと連携した畜産振興について申し上げます。畜産業として羊の飼育に関して食肉用として飼育するためには、牧草のほかに穀物や配合飼料なども与える必要がありますし、適切な飼養管理、衛生対策も必要となります。しかし、一般の市場流通では輸入羊肉の価格が相場となっており、そうしたコストを価格に転嫁するのが難しい状況にあることから、有利販売が可能となるような販売先を確保することが重要となっております。近隣の事例を申し上げますと、羊の飼育とあわせてファームインによる食事提供や羊の乳を利用した乳製品加工、インターネット等による直売など多角的に経営するとともに、特定の販路を獲得して個人経営されている事例がございます。したがって、地域の畜産振興として羊を取り組む場合には、生産されたものの販売先を確保することが第一となっております。また、中山間地や山裾の境界などにおける飼育により不耕作地化を防ぐことが可能となる一方で、牧柵などの設置が負担となるなど課題が生じております。以上のことなどを踏まえ、今後の畜産業として羊の飼育における可能性について調査をしてみたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目3、食肉センターでの羊、豚のと畜について申し上げます。と畜種類の豚及び羊の拡大につきましては、と畜場法第4条第3項の規定によりと畜場変更届を都道府県知事に提出し、

許可を得る必要があります。また、あわせて市の条例改正も必要となります。と畜種類の拡大による施設整備については、現状から大きな変更は必要ないと考えますが、実際に行う際には違う種類の動物を同じ施設で扱うことから、衛生面での安全性の確立が重要な課題となります。現在と畜場の運営は、指定管理によりニチロ畜産が担っていることから、今後の肉牛、乳牛による利用計画を踏まえ、と畜種類の拡大の必要性や課題について研究をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、小項目4、雪質日本一フェスティバルと組み合わせたマーケティング戦略についてお答えします。北の天文字焼は、平成元年名寄市を含む北北海道の14の市町村を線で結ぶと天という文字ができ上がることをもとに始めた火文字焼きで、地域の連帯と繁栄、住民の幸せなどを願って23年間行われてきましたが、実行委員の高齢化などの問題から休止となりました。しかし、市民を初め多くの方々から復活を望む声が上がリ、有志によって話が進められ、陸上自衛隊名寄駐屯地や各企業、団体などの協力を得て昨年2月に3年ぶりに復活しました。今年度は、なよろ雪質日本一フェスティバルの開催期間中の2月13日に実施することが決まっております。本市も補助金による支援だけではなく、これまで同様にさまざまな協力を行っていく予定です。

上川北部の9市町村で構成される道北観光連盟は、これまでに構成市町村の特産品販売や圏域内の冬のイベントが記載されたポスターを作成するなど、圏域のPRを初め圏域への誘客に努めており、北の天文字焼についても冬の重要な観光資源と位置づけておりますが、現在のところ北の天文字焼実行委員会と具体的な検討はされておませんが、どのような協力と運営体制にすることによりさらなるイベント効果を得ることができるとも含めて実行委員会と協議をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 私からは、大項目2の快適で安全なまちづくりについて、小項目1の加齢による自動車運転免許返納者への支援制度について申し上げます。

本市における交通事故の中で第1当事者として65歳以上の方が占める状況ですが、名寄警察署管内のここ3年間の推移を見ますと、平成24年では34件中9件で26.4%、平成25年度では37件中15件で40.5%、平成26年では40件中18件で45%となっており、発生件数、高齢者の占める割合とも年々増加傾向にあります。本市では、平成21年度から市内に住民票のある65歳以上の方を対象に運転に不安のある高齢の方の運転免許の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証にかわる身分証明書として住民基本台帳カード、写真つきを無料で交付する高齢者運転免許自主返納支援事業に取り組んでまいりました。これまで7年間の交付実績は、本年12月1日現在で131名の方に交付をしてきたところでございます。

御提案をいただきました支援制度、運転経歴証明書につきましては、住民基本台帳カードにかわるマイナンバーカードが当面の間ではありますが、今まさにこの時期申請をすることで無料交付を受けることができます。このカードは、運転免許証同様写真が添付されておまして、身分証明書としても御活用をいただけますことから、マイナンバーカードの御利用をお願いしたいと考えているところです。

また、運転免許返納者に対するタクシーチケット等の交付制度であります。運転免許返納者には交付ということになると、運転免許証のない高齢者に対する支援策という部分で不均衡が生じてしまうことから、制度としては難しいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の快適で安全なまちづくりについて、小項目2の高齢者、障害者への生活支援と制度の拡充について申し上げます。

初めに、高齢者の方へのハイヤー料金の助成やコミュニティバスの料金の助成について申し上げます。現在本市が実施しているハイヤー料金の助成につきましては、保健センターで実施しているリハビリ教室の通所者に対する機能訓練送迎用ハイヤー料金の助成を初め、名寄市障害者ハイヤー料金助成事業として障害のある方に対してハイヤー料金の基本料金を助成する事業を実施しておりますが、平成27年度のハイヤー助成券対象者数は現在804名となっており、うち65歳以上の高齢者が615名で、助成対象者の75%を占めております。また、平成26年度の実績では、対象者836人、使用枚数9,526枚、助成事業費は514万4,670円となっております。仮に75歳以上の高齢者の方へ対象を拡大いたしますと、本年11月末現在の対象者数は名寄市障害者ハイヤー助成事業の5倍を超える4,559人となりますので、財政面から考えましても実施はかなり難しいものと考えておりますので、御理解をお願いします。

次に、コミュニティバスにつきましては、これまでコミュニティバス実証運行に取り組み、交通弱者の利便性に考慮した新しい交通システムの研究、分析に努めてまいりました。高齢者の利用に配慮した低床のワンステップバスを導入するとともに、車両の色で路線を区別できるよう配慮しているところです。また、障害者の方へは身体障害者手帳、療育手帳に加え、精神障害者保健福祉手帳を所持されている方へも割引を適用し、利用者の負担軽減を図っております。

なお、現在運行中のデマンドバス下多寄線につきましても玄関先での乗降が可能なことから、高齢者にも利用しやすい交通手段として利用されているところです。また、現在市内の一部の医療機

関等においては、送迎車両による患者の通院サービスを実施しており、遠隔地に居住する方に対する診療体制の確保による医療を提供いただいております。

議員御指摘のとおり、高齢化や過疎化の進展により移動困難な高齢者が増加しており、通院や買い物などの移動手段的確保や外出支援が大きな課題と認識しておりますので、今後第2次総合計画策定の中で以前旧風連町の社会福祉協議会が行ってございました公共交通機関による輸送サービスが必ずしも十分に提供されていない地域において、要支援、要介護者や障害者、自力での移動が困難な高齢者の方などの移動手段的としての福祉有償運送の導入なども検討してまいりたいと考えております。今後とも高齢者が積極的に社会に参加できるよう移動手段的の検討を行ってまいります。

続いて、緊急通報システムの設置状況について申し上げます。上川北部消防事務組合緊急通報装置設置事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者などの世帯に緊急通報システムを設置して、消防署の緊急通報センターと電話回線で結ぶことにより、急病、災害等の緊急事態が発生したときに迅速で正確な援護体制をとることができるようにして、高齢者世帯などの生活不安の解消と人命の安全確保を図ろうとするものです。また、高齢者などの一層の安全、安心を確保するために、緊急通報システム設置世帯には消防署の緊急通報センターからの要請により、緊急時に援護を速やかに行うことができる近隣に居住する地域住民の方に地域協力員として御協力をいただいております。設置の申請は、本人や御家族が地区の民生児童委員、町内会長に申し出るようになっておりますが、ケアマネージャーや病院等からの紹介を受ける場合もあり、幅広く受け付けをしているところです。また、担当地区の設置状況を確認していただくために年に1度名簿により民生委員児童委員に御確認をいただいているところです。設置基準については、ひとり暮らしの高齢者であることを前提に身

体虚弱や重度身体障害で緊急時に機敏な行動が困難な方、生命に危険な症状を発症する持病を有する方、またはこれらの方と同等であると市長が認めた方とされており、名寄市としてもこの規定に基づいて設置を進めているところです。

緊急通報システムの保有台数は、名寄消防署が貸し出し用として241台を保有し、市及び北海道が所管するシルバーハウジングに設置されている台数が52台であり、合計で293台となっております。設置の状況では、11月末現在で貸し出し用、シルバーハウジングを合わせて198台が設置済みとなっております。今後とも名寄消防署を初め関係機関と連携しながら、本事業の推進に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、除排雪対策に関しての小項目1、除排雪予算をふやし排雪回数をふやす手だてについて申し上げます。

初めに、平成26年度決算における市道除雪・排雪対策事業費は4億4,800万円で、土木費総額であります17億4,000万円の25.7%を占めております。市道排雪作業のうち生活道路排雪について、排雪回数はシーズン中1回としておりますが、これを2回実施するに当たっては、この間も検討を行っておりますが、生活道路は排雪延長によつての契約で、延長が2倍になると事業費も2倍近くになってしまいます。また、請負業者の人員体制と保有している重機による排雪作業では、ロータリー車やグレーダー、そしてダンプトラック等も1セットとして作業を行っており、最大で3セットの体制となります。積雪の状況については、最大積雪量が1月中旬から2月中旬で推移してございましたが、近年では12月中旬以降には最大となる傾向に変化しつつあり、年明け早々から開始して2月中旬までの工程となっております。全生活道路の1回の排雪作業を終えるのには、

その年の積雪状況にもよりますが、おおよそ40日から45日の期間を要しています。これ以降に2回目の排雪作業に入ると、雪が解け始めている3月末になってしまいます。加えまして、重機オペレーターの労働環境につきましても早朝の除雪を終えてからそのまま排雪作業に従事し続ける状況も危惧されるところであります。作業期間を短縮してピーク時の前後に2回の排雪を行うには、排雪セット数も相応に増加させなければならず、請負業者が人員体制や重機を確保する対応は難しい状況でございます。また、排雪ダンプも増加することで雪堆積場の混雑や搬入経路での渋滞により、排雪作業全般に稼働ロスの波及も懸念されております。これにより生活道路の排雪作業は原則としてシーズン中1回の設定としております。あわせて昨年アンケートでも要望が多かった積み上げ排雪や交差点排雪の充実と重要幹線、幹線道路は一定の道路幅を維持する排雪基準によって冬道の交通網の確保に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目2、市民との協働によるバス停周りの安全確保について申し上げます。冬期間のバス停除雪については、設置者であるバス運行事業者により状況に応じ対応されているところです。機械や人員不足などの問題もあり、降雪状況に応じた細かな対応は難しいのが現状とお聞きしておりますが、パトロールなども行いながら、スペースの確保や歩道と車道を隔てている雪の除去、雪に埋もれているバス停周りの除雪など対応が行われているところです。御提案のありましたスコップを常設するなどにより利用者及び沿線の市民の方との協働でバス停周りの除雪を行うことにつきましては、資材の配置方法、管理に関して安全面での配慮や道路除雪への弊害なども考慮する必要がありますことから、現状では課題が多いと考えますが、他自治体の取り組み事例などを調査するとともに、引き続き対応策についてバス運行事業者と協議を行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） お答えいただきました。それでは、可能な限り順を追って再質問させていただきます。

まず、大項目1の観光の振興と広域連携によるまちの活性化についてでありますけれども、近隣自治体と連携した観光振興策についての考えなのですが、やっぱりお互いに各自治体同士が協力し合うことで足りないところを補完し合い、相乗効果を生んでいくという観点から、ぜひこれまで以上の連携強化を図っていただきたいというふうに思います。

それで、(1)の羊飼育推奨による観光資源づくりの関係についてのお答えでありましたが、仮に事業化をすぐ進めるとしても生産コスト面からいってもなかなか難しいこともあろうかと思うのですが、当面はやっぱり近隣自治体で生産されている羊の肉を使って、北海道産品として差別化を図って、グレードを上げて販売してはどうかというふうに考えますが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今回の御質問いただいた件についてなのですが、実はことし北星信用金庫さんが愛知県の一宮市に本店があります尾西信用金庫さんと業務の連携協定を結んだということの記念をいたしまして、10月17日に愛知県の一宮市で138ひつじフェスタいちのみや羊ナーレという記念イベントが開催されました。その際、私どものほうと土別商工会議所のほうとも一緒に参加させていただきました。その際、羊にかかわる今後の連携の可能性について意見交換をさせていただきました。土別さんのほうにお聞きしたところ、土別では地元産の羊肉のうまみなどの肉本来の価値をお客様に堪能していただきながら、その付加価値を理解していただくということを目的に、イベントなどの参加の際には塩、

こしょうでシンプルに味つけしたラム串という商品を提供しているということでもあります。その情報交換の中でもなよろ煮込みジンギスカンに土別産の羊肉を使用した場合の可能性などについても御相談させていただいたのですけれども、そちらの土別さんからのアドバイスもあったのですけれども、本来的になよろ煮込みジンギスカンは羊肉の臭みなどを消すために垂れに漬け込むということの調理方法をしているものですから、羊肉の本来の味わいを消してしまうのではないかというような御意見をいただきました。そういったことで、土別産の羊肉の付加価値を表現するためにはもう少し研究が必要なのではないかというような意見もいただきました。このことからなよろ煮込みジンギスカンにつきましては食文化に焦点を当てた取り組み、土別市さんについては地元産食材に焦点を当てたそれぞれ別々の視点に立った取り組みをしておりますけれども、お互いにさまざまな情報発信をすることも含めてPRに取り組んでいるということから、なよろ煮込みジンギスカンへの活用というよりは羊という枠組みの中で複合的に連携を模索できないかと土別さんのほうからも御意見をいただきましたので、今後協議をする場を設けていく必要がありますねということでお互い認識させていただきましたので、そういったことで土別さんとお話をさせていただいたところがあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） ただいまお答えいただきました。愛知県のひつじフェスタへの出展等々についてお答えいただいたわけですが、やっぱりギブ・アンド・テークと申しましょうか、お互いに各自治体が協調し合うことによって、特に周辺地域とともに観光入り込み客をふやして知名度を高め、特産品の販売増進に結びつけていくような施策を今後も協力し合いながらやっていっていただきたいなと思います。

それと、（2）の農林業、民間企業などと連携した畜産振興の関係で、先ほど川田部長のほうからお話あったように、道産の羊肉というのは生産コスト面からいうとかなり厳しいものがあるのですが、土別などで見るとと殺、解体したラム、羊1頭当たり1万円の補助金をつけて、あるいは改良増殖用の市外からの優良種綿羊導入に補助金を、1頭当たり10万円以内の補助をするというような実施要綱を定めて、羊飼養の振興を図っているという事例もございまして、さまざまな観点から名寄市の中でも少し研究をしていただきたいと思いますのですが、特に羊毛だとか毛皮、ここは国内利用は運送コストの面からほとんど利用されていないということがあるのですが、それぞれの自治体が分担して、例えば先行している土別が羊毛をやるのであれば名寄はそのほかの部面で研究することができないかだとか、いわゆるすみ分けした研究によって製品化コストをその他の部面で下げることができるのではないかというふうに考えているわけです。特に堆肥化、優良堆肥が羊毛を埋め込むことによってできたり、毛皮を刻んで、それもやっぱり埋め込んで堆肥化をする研究も進んでいるということもありますから、さまざまな付加価値の創造も研究していただければ、可能性の追求としてはありがたいかなというふうに考えているところがあります。

それと、先ほど販売先の確保のことで触れられておりましたけれども、なかなか羊の肉を販売するに当たって流通経路の関係があると思いますけれども、ここも検討課題ではあります。ぜひこちら辺のところも検討していただければいいなと思うのですが、（3）の食肉センターの羊、豚のと畜について、先ほどありましたけれども、現状と畜について種類をふやす必要がないというような御答弁だったというふうに思うのですけれども、特に生産者の関係でいうとやっぱり30分圏内で行けると畜場があったら大変助かるというような生産者の御意見もあります。そして、食肉センタ

一、名寄のほかは旭川に行かなければならないだとか、あるいは近間でいうと富良野のほうにしかないだとか、いろいろございまして、そして羊は現状と畜対象として扱っていないわけですが、名寄の畜産農家では豚のと畜などについてもこれまた旭川に持っていくという現状にあると思うのですが、こちら辺も含めてやっぱり考えを広げていく必要があるのではないかというふうに思うのです。ここについてお答えいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川田経済部長。

○経済部長（川田弘志君） 先ほどちょっとお話しさせていただきましたけれども、と畜の関係、ニチロさんで食用牛を含めて新たな計画を立てて、今申請を行おうというふうにしてございますけれども、その中ではいずれにしてもニチロさんの中でそういったことをよく御相談をさせていただいて、豚だとか羊だとか、そういったことで意見交換をさせていただいて、どういったことが可能で、そのことによってどんなことを想定されるのかというのを今現在よくわかっていないところもあるものですから、そこらを含めて協議させていただきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） わかりました。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

それと、雪質日本一フェスティバルの関係でお伺いしました北の天文字焼の関係なのですが、先ほどさまざま協力を行っていくということ、それから実行委員会との協議ということがありましたけれども、先般語る会に私も参加させていただいて、その御苦勞などについて意見交換したところなのですが、率直に言って北の天文字焼の関係については、実行委員会でやれることと行政でやっぱりこれは後押しをして発信することと2通りあると思うのです。それで、行政でやることについては、先ほど言いましたけれども、名寄も含めて14ですから、残りの13市町村などに行政の

ほうから招待状などを出した上で、ぜひ来てくれというような呼びかけも主導してやっていただければ、実行委員会の方も大変喜ばれるのではないかというふうに思っています。特につけ加えますけれども、昨年の実績では北の天文字焼に関東圏から150名が訪れているということで、せっかく再開されたイベントを全体で支えて盛り上げていくことが重要ではないかというふうに考えるところであります。

それと、次に移りますが、加齢による自動車運転免許返納者への支援制度について、先ほど三島部長のほうからマイナンバーでの証明について御回答があったわけですが、私はマイナンバーでいいとは思っていないのです、実は。これは、市民の皆さんもいろんな御意見ありまして、この議会でも熊谷議員だとか御指摘があったように、やっぱり情報漏えいの危険性、あるいはプライバシーの権利が奪われるのではないかと。国が一人一人を徹底管理するものではないかという声も市民の中には内在するということがあります。したがって、自動車運転免許証の返納にはやっぱりその趣旨から制度化されている運転免許証にかわる本人確認書類として機能を持つ運転経歴証明書を充てるべきだと思いますし、そういう制度があるのだから、そこを推進していく。そこを前広にやっぱり支援していくということが本来の趣旨ではなからうかというふうに思いますから、そして例えば免許証を返納したら当然車運転できなくなりますし、それから食料品の買い出しだとか、大変車が欠かせない中で自動車の運転免許を不安感を抱いて返納するというこの決断というのは大変重いものがあると思いますから、ぜひ再度そこら辺について御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、現行やっている住基カードの発行につきましては、議員が調べていただいた3年間で109件、その中でこちらのほ

うの住基カードの発行が39件ということ、さらには平成27年度で住基カードの発行が1件のみということであることから、余り返納に関して効果がある制度とは言えない実態にはございます。運転経歴証明書について検討をというお尋ねであります。ただ、同じような証明書ということで、時まさにマイナンバーカード、こちらのほうが無償で発行されるという部分では、どちらも写真つきの公的な身分証明ということではそちらのほうを活用していただきたいということで、御理解をお願いしたいと思います。ただ、現状では足の確保という部分では促進制度とはちょっとそぐわない部分があるのですけれども、趣旨のほうは十分に理解をさせていただいておりますので、できればマイナンバーカードを使っていただきたいということでお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） 私は、マイナンバーカードをそれにかわるものということでお尋ねしているわけではなくて、自主返納の機運を高めるためにはどうしたらいいのかということ、そして安全な交通社会をつくっていくという立場から、やっぱりその返納者が本当に制度的に何の違和感もなく持てる運転免許証のかわりになるものを持たせるというのが普通ではないかというふうに私は思いますから、ぜひこちら辺をお酌み取りいただいて、再検討いただければありがたいと思います。

次に移ります。高齢者、障害者への生活支援と制度の拡充についての関係なのですが、特にこの中では緊急通報システムの関係なのですが、聴覚障害世帯も緊急通報システムの配備を拡充すべきというふうに考えるのですけれども、見解をお伺いしたいというふうに思います。先ほど設置台数の関係でもありましたけれども、まだ少し余裕があるかなというふうに思いますから、その中から各貸与でありますから、また使わなくなったら返還するということが、生活環境などを考慮して、

その上で希望する世帯、聴覚障害者の世帯にも可能な保有台数の中から順を追ってでもぜひ先ほど申された④の前各号に定める者と同等と認められる者で援護が必要と市長が認めた者という項目を準用していただいて、拡大をお願いしたいと、この点についてお伺いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 聴覚障害者の世帯への緊急通報システムの配備についてお尋ねをいただきました。緊急通報システムの設置につきましては、これまでも地区の民生委員児童委員の方にその方の生活環境など状況を確認して緊急時に迅速な対応ができない方、機敏な行動ができない方などに設置が必要な方にはある程度幅広く受け付けを行ってきているところであります。現在市内には聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちの方が142名いらっしゃいまして、特に重度の聴覚障害の方が29名、うち65歳以上の方が22名、76%を占めているということでございます。また、ひとり暮らしの方も28%いらっしゃいますので、緊急通報システムの必要性が高い方がたくさんいらっしゃるというふうに認識をしております。

御質問いただきました緊急通報システムについては、緊急時に迅速に対応するためには聴覚障害者の方々にとって有用なものと考えております。また、火災センサーの警報音が聞こえないため、ライトが点滅することで合図を送る聴覚障害者用の屋内信号装置なども必要と思われるので、緊急通報システムとあわせて日常生活用具として給付をしておりますので、これら幾つかの機器を組み合わせると緊急時の対応に備えることができるのかと考えております。今後は、聴覚障害の方々には障害の程度や、また高齢者に限ることなく、ひとり暮らしや夫婦2人とも聾者の世帯など緊急時の通報が困難と思われる方や緊急通報システムの設置が必要と思われる方には、こちらから個別に確認をとらせていただいて、希望される方には設置

を行うことといたしまして、生活上の不安の解消や安全、安心の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 佐久間議員。

○8番（佐久間 誠議員） よろしく申し上げます。

時間もなくなったので、最後になりますけれども、除雪の関係です。いろいろ言いたいこといっぱいあったのですが、時間が迫ってしまいました。それで、アンケートには例えば排雪の回数が極めて少ないとか降雪量に応じて排雪回数をふやしてほしいという、これアンケートに出ておまして、これらは1,019件中576人が占めていると。パーセントで56.5%が占めているということ。それで、最後になりますけれども、生活道路の排雪のやり方についてですが、東西あるいは南北の順序をシーズンごとに交互に行うことは、これはできないのか。公平性を保つように配慮してはどうかということであります。

それと、もう一つ、当面市内の雪で埋もれているバス停の関係では、試験的にスコップだとか融雪剤、塩カル等の配備をしてはどうかと。ここについて御質問しまして、私の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 生活道路の排雪の順番について公平性をということで御質問がございました。御承知のとおり、排雪のシーズンに入りますと、これは名寄市だけではなくて北海道あるいは国道も含めてそれぞれがほぼ同時期にダンプトラックで雪を搬送するということになります。その意味では大変交通量が集中をするという状況がございまして、できるだけ議員が御指摘がございました公平性ということで、作業工程の見直しなどを行った場合の費用対効果なども含めまして今後調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） もう一点いただきました市民協働によるバス停周りの除雪の関係についてであります。これ先ほど申し上げましたように、基本的にはバス事業者が主体的に取り組むのだと思いますけれども、市民の協働も当然必要になってくるのかなと思っています。先ほど言われましたスコップの配置については課題があるというふうにお話をさせていただきましたけれども、例えばスコップが放置されたときの歩行者への影響、あるいは一般車両の影響、あるいは除雪機器への影響など、さまざま安全性の確保を図る上ではまだ課題があるのかなというふうに思っています。また、実際に取り組んでいる自治体の気象状況、降雪量の関係あるいは積雪深の関係少し調べさせていただきましたけれども、本市と比べますと大分両方とも少ない数値の地域が取り組んでいるということですので、そういった地域特性も加味した上で改めて調査をする必要があるというふうに思っておりますので、調査の上、引き続き検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐久間誠議員の質問を終わります。

新年度予算編成に関して外2件を、大石健二議員。

○12番（大石健二議員） 議長より御指名を賜りましたので、これより通告に従い3件質問を行います。

初めに、平成28年度予算編成についてお尋ねをいたします。国の28年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2015で示された経済・財政再生計画に基づく初年度の予算となります。その編成方針は、本格的な歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位の洗い直し、徹底した無駄の排除を行いつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとしております。こうした状況のもと、名寄市の平成28年度の予算編成作業が始まっていますが、この予算編成の進捗状況及び

予算規模、懸念される課題、主要施策についてそれぞれ御答弁願います。

次に、名寄市の移住、定住施策について質問いたします。本年度で3年目を迎えているお試し移住の積極的な推進施策ですが、本定例会の行政報告の中で28年次から新たに交通の利便性に主眼を置いた市街地の空き家を利活用する計画が報告されています。自治体間の競争激化が進む中で、他自治体との移住、定住施策との差別化を図り、より多くの新市民の移住、定住に結びつく実質的な成果が上がる施策の展望についてお聞かせください。

次に、ふるさと納税、ふるさと住民票についてあわせてお聞きをいたします。名寄市のふるさと納税がスタートしてから本年度で8年目を迎えますが、26年度は794件、1,187万3,388円と件数、金額とも過去最高となりました。しかしながら、ここへきて過度な返礼品に対する国の自粛要請を受けて自治体間に制度の見直しの機運も広まっている中で、名寄市のふるさと納税制度の今後の展望について御答弁願います。

また、地元出身者やふるさと納税を行った方々などを対象に広報紙の発送、各種行事の案内、公共施設利用料の割引、あるいは条例に基づくパブリックコメントへの参加など、こうした行政サービスが受けられる新しい仕組みのふるさと住民票構想が先進自治体間で協議が進められています。今後いや応なく人口減少社会に突き進む中で、ふるさと住民票などの独創的な着想や発想による魅力あるまちづくりに向けた取り組みについて御答弁願います。

次に、市民の声から、いじめと不登校に関してお尋ねをいたします。本年7月に岩手県矢巾町で発生した中学2年生のいじめを苦にした自殺は大きな社会問題となり、その後に行われた全国的ないじめ再調査のきっかけとなりました。全ての子供はかけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子供の心と

体に深刻な被害をもたらすいじめは、子供の尊厳を脅かし、基本的な人権を侵害するものです。名寄市においては、いじめの認知件数ゼロが報告されています。しかしながら、いじめはいつでもどこでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子供もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることです。また、平成26年4月に名寄市いじめ防止基本方針が定められていますが、この基本方針に沿った名寄市におけるいじめの現況とその対応等の取り組みについて御答弁願います。

また、あわせて児童生徒の不登校の現況と対応について御答弁をお願いをいたします。

最後になりますが、理科などの教科離れに関してお尋ねをいたします。このほど文科省は、全国学力・学習状況調査の結果を公表いたしました。この中で理科テストは平成24年度以来3年ぶりの実施となりましたが、道教委は調査結果を踏まえていまだに多くの教科で全国平均を下回る状況が続いているとし、とりわけ理科、算数の理数系教科について社会で自立するために必要な学力を身につけさせる取り組みを進めていくとしています。折しも12日までノーベル賞授賞式などの祝賀行事が続くノーベルウイークがストックホルムで始まっています。昨夜未明からけさにかけてテレビのニュース報道では、医学生理学賞の北里大、大村智特別荣誉教授、物理学賞受賞の東京大学宇宙線研究所の梶田隆章両氏にメダルが授与されるシーンが繰り返し報道されていました。資源の乏しい我が国、我が市にとって、科学技術の頭脳もまた何よりの資源だろうというふうに考えております。名寄市においても大村、梶田両氏の後に続く科学技術の分野の人材教育が急務であり、国内有数を誇る天体、天文等の施設を利活用した名寄市の理科系教育の充実と強化について御答弁をお願いいたします。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま大石議員か

らは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2のうち小項目の2につきましては私のほうから、大項目2のうち小項目の1につきましては営業戦略室長から、大項目の3につきましては教育部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目の1、新年度予算編成に関して、小項目の1、平成28年度予算からについて申し上げます。平成28年度予算におきます現在の進捗状況と概算要求の規模についてであります。平成28年度予算の各部からの要求につきましては平成27年11月26日を予算要求締め切りとし、その後第1次の整理、財源調整などを経まして12月1日から財政課長査定を実施しているところでございます。第1次の計数整理後の一般会計では、歳入226億3,000万円、歳出246億1,000万円となりまして、収支差額につきましては19億8,000万円となっております。お尋ねの想定される予算規模についてでございますが、今後予算査定の中で精査を行い、総額を固める作業となるほか、国の地方財政計画または今後の国の補正予算の状況を考慮する必要がありますので、明確には申し上げられませんが、現段階での予算総額は当初予算ベースで240億円程度と想定しているところでございます。

次に、予算編成で懸念されます課題等について申し上げたいというふうに思います。まず、第1点目につきましては、地方交付税の動向でございます。現時点では、平成28年度地方財政計画は明らかとなっていないものの、国においてはリーマンショックを機に創出をされました普通交付税への別枠加算などについて危機モードから平時モードへの切りかえを進めていくとされていること、また名寄市においては平成28年度から普通交付税における合併算定がえへの段階的な縮減が始まるとともに、今年度実施をしております国勢調査の人口に基づく算定となりますことから、普通交付税の総額は減少するものと想定しているところ

でございます。2点目につきましては、継続事業であります大学図書館建設事業や公営住宅建設事業のほか、小学校などの義務教育施設の改築事業など大規模な普通建設事業の実施や公共施設及び公共インフラの老朽化への対応も課題の一つとして挙げられます。3点目といたしましては、人口減少や少子高齢化による福祉関係経費の増加や市税収入の減少も考えられます。以上のことから、予算編成におきましてはこれまでの施策を十分に検証、総括し、成果を明確にするよう求め、しっかりと事業の厳選をしていく必要があると考えております。

次に、主要施策などについて申し上げます。さきにも申しましたが、第1次予算要求後の段階では継続中の普通建設事業として、例えば大学図書館建設事業や公営住宅建設事業、名寄南小学校屋外運動場整備工事などが予算要求をされております。また、福祉や教育を初め各分野からのソフト事業においても要求があるほか、定住人口や交流人口拡大に向けた地方創生関係の新規ソフト事業なども要求に上がってきております。今後の予算査定の中でこれらの事業内容を精査していくこととなりますが、地方財政計画などの詳細が示されておりませんことから、地方財政への影響が不透明であるため、引き続き国の動向に十分注意をしながら予算編成を進めてまいります。

続いて、大項目の2、移住、定住の推進施策等について、小項目の2、ふるさと納税とふるさと住民票等から、まずは現状分析と今後の課題について申し上げます。ふるさと納税制度につきましては、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという納税者の思いを具現化するため制度化されました。本市では、平成20年から取り組んでおり、平成26年度には自主財源の確保や市内産業の活性化に寄与することを目的に特産品贈呈事業をスタートし、寄附件数794件、寄附額で1,187万3,388円と過去最高の寄附件数、金額となりました。また、平成27年度の状況につ

きましては、この12月1日現在で寄附件数が745件、寄附額が1,001万3,215円と好調に推移をしております。お尋ねの本市における当該制度推進に係ります今後の取り組みや考え方についてであります。国では平成27年の税制改正におきましてふるさと納税に係る寄附金控除の拡大を行いました。しかし、一方で議員お話しのとおり平成27年4月1日の総務省通知によりまして、ふるさと納税の返礼品が高額傾向にあることを憂慮し、寄附金控除拡大の趣旨を踏まえて良識ある対応をとるよう助言がございました。本市としましては、この通知を重く受けとめ、本市に寄附される方の多くが寄附金控除によりまして実質2,000円の個人負担であり、現行でもその金額以上の特産品を贈呈しておりますので、基本的なスタンスとしましては、これまで同様ふるさと納税の本来の趣旨を踏まえまして、自主財源の確保とブランド化推進などとのバランスをとりながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、今後市観光振興の一翼を担っておりますなよろ観光まちづくり協会などと協議、研究をしまして、市のPRや地場産品の育成につながるメニューづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、新たな取り組みとしてのふるさと住民票についての考え方について申し上げます。ふるさと住民票構想につきましては、政策シンクタンクの構想日本が提唱し、道内の2町長を含めた賛同する8町村長が共同呼びかけ人となり、本年8月に提案をされました。この構想の内容につきましては、自治体の出身者やふるさと納税を行った人、災害などで他自治体に避難、移住している人などを対象にふるさと住民票と呼ばれる証明書を交付し、これら地域にゆかりのある人を準住民と位置づけ、交流を深め、将来の移住につなげることなどが主な目的とされてございます。具体的には、広報や行事案内の送付、パブリックコメントへの

参加、公共施設の住民割引の適用など、行政サービスの提供やまちづくりに参画できるメニューなどが提示されておりますが、最終的な運用につきましては個々の自治体が自由に制度設計するものとされてございます。この構想につきましては、広報や行事案内の送付により本市への関心を高めていただくことや幅広い視点から市の施策や計画に御意見を寄せていただき、まちづくりに反映させることができるなどの効果が考えられますが、一方では住民登録して市税をいただいている市民とふるさと住民票を持つ準市民との公平性の観点やどのようなインセンティブを働かせるかなど、その制度設計の難しさが課題と考えているところでもあります。本市といたしましては、市民以外の方への働きかけとして、現在でも年3回市広報ダイジェスト版を東京なよろ会などふるさと会の皆さんに送付するなどしておりますので、これら既存の事業を継続実施しながら、新たな制度の具体化が始まっております他自治体の状況を調査し、当該制度について研究してまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目2、移住、定住の推進施策等に関して、小項目1、ちょっと暮らし等の積極的な推進施策からについてお答えいたします。

本市では、平成25年度及び26年度に旧風連高校の教員住宅をそれぞれ改修し、お試し移住住宅を2棟整備いたしました。26年度までの2年間で13件の利用がりましたが、5月から9月までの利用が10件と冬期間の利用をふやすことが課題となっております。また、過ごしやすい夏の利用を希望する方が多いため、重複の申し込みによりお試し移住住宅の利用をお断りするケースもあったことから、一年を通して本市の住みよさをじかに感じてもらうための機会の提供と違うバリエーションの新たなお試し移住住宅の整備が求

められております。また、これまでに参加した東京都での移住相談会などを通じて、子育てを担う年代から高齢者までの世代の違い、地域住民と積極的にかかわりたい方からそうでない方といった地域とのかかわり方の違い、完全移住や2地域居住といった暮らし方の違いなどさまざまな生活スタイルによって求める情報やサービスの種類が多岐にわたることを実感いたしました。今後名寄地区でのお試し移住住宅を整備する方向で検討しておりますが、本市が多くの都市機能を備えたまちとして住みやすさランキングで高く評価されていることをセールスポイントとし、名寄市の住みよさをより実感していただくため、町中に整備をしようと考えているもので、名寄市はもちろんのこと、北海道への移住は冬を体験しなければ最後の決断はできないとも言われております。このことから冬への生活の不安を少しでも解消し、冬期間の利用増を図るために市街地にある民間の共同住宅の部屋を賃貸することにより、除雪などの負担が軽減されることを視野に考えております。このことから、居住地選択のニーズが多様化する中、立地場所などお試し移住住宅のバリエーションをふやすことで名寄市の住みよさをより多くの方に実感していただき、移住につなげることができるよう今後とも対応していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目3、市民の声から、小項目1のいじめと不登校等に関してについてお答えいたします。

初めに、本市におけるいじめの現況と課題及び観察分析等に基づく対応策についてですが、本年7月に岩手県で中学2年生、11月には愛知県で中学1年生といじめが原因と思われる自殺が相次ぐなど依然として児童生徒が命を絶つ痛ましい事案が生じております。とりわけ7月の岩手県の事案を受けて、文部科学省ではいじめとして認知されず、組織的な対応がなされていない事案の有無

について平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の再調査を依頼してきたところであります。その結果、本市では学校から新たにいじめと思われる事案の報告はありませんでした。しかし、教育委員会といたしましては、改めていじめを許さない環境をつくることや学校が組織的にいじめの問題に取り組むことの重要性を認識したところであります。いじめは、どの子供にもどの学校でも起こり得るものであり、学校教育に携わる全ての関係者が常にいじめの問題に係る危機意識を持って組織的に迅速かつ適切に対応することが重要であります。このため本市では、平成26年度に名寄市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決、そのほかのいじめの防止等のための対策を推進しております。

具体的な取り組みの一つといたしましては、いじめの問題の早期発見、早期解消を図るため、学校には北海道教育委員会のいじめの問題の実態把握及びその対応状況等調査におけるいじめの把握のためのアンケート調査を適切に実施するようお願いしております。本年の6月の同調査では、今もいじめられているとの回答が7件ありました。この7件について当該学校の教員が内容を聞いて事実確認し、校内で検討した結果、いずれもいじめとして認知する内容ではないと判断されております。各学校では、同アンケート調査においていじめはどんな理由があっても許されないと思うと答える児童生徒の割合を100%にする取り組みを進めております。本年の6月の同調査では、1年前の同時期と比べ全小学校の平均が96.8%から96.6%に、全中学校の平均が87.9%から91%になるなど、いじめは許せないことであるという認識が児童生徒に広がっております。しかし、まだ十分な状況であるとは言えないことが課題となっております。また、いじめられたときに誰にも相談できない児童生徒がいることが指摘されていることから、学校においていじめられたとき、

誰にも相談しないと答える児童生徒の割合をゼロ％にする取り組みも進めております。本年の6月の同調査では、1年前の同時期と比べ全小学校の平均が8.2％から5.8％へ、全中学校の平均が17.9％から15.9％になるなど、いじめられたとき誰にも相談しないと回答した児童生徒の割合は減少傾向にあります。いじめられたときに1人で悩みを抱え込む可能性のある児童生徒がいることも大きな課題であります。

次に、いじめをなくすためにはよりよい人間づくりを基盤とした集団づくりが大切なことから、児童生徒のいじめを許さない意識や態度をより一層高めるため、平成26年度より名寄市小中学校いじめ防止サミットを実施し、各学校の児童会、生徒会活動による自発的、自治的な取り組みの活性化を図っております。同サミットにおいては、全児童生徒を対象に名寄市小中学校いじめ防止宣言の定着状況に係るアンケート調査結果について意見交換を行ったり、各学校のいじめ防止に係る取り組みの交流を行いました。各学校では、児童会、生徒会活動において学校のいじめ防止集会等で当サミットの取り組み等を発表したり、自校のいじめアンケート結果を校内に掲示するなど、いじめを絶対に許さない学校、学級づくりの取り組みを推進しております。

また、教育相談センターにおいては、学校や家庭生活における児童生徒、保護者からのいじめ等に係る相談に対して学校や関係機関と連携を図りながら適切な支援を行っております。さらに、ハートダイヤルを通して教育専門相談員が児童生徒や保護者等からの悩みについて個人情報の管理に十分配慮しながら、電話や面談による相談やカウンセリングを行っております。今後とも教育委員会といたしましては、学校や関係機関等との一層の連携を図りながら、いじめの根絶に向けて名寄市いじめ防止基本方針に基づくさまざまな取り組みを確実に実行するとともに、不断の点検強化により改善を加えながら、いじめの未然防止、早期

発見、早期解消に努めてまいります。

次に、本市における不登校の現況と課題及び観察分析に基づく対応策についてですが、不登校児童生徒とは病気や経済的な理由を除く何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席した児童生徒のことであります。現在本市の小中学校からは、いじめを原因とする不登校児童生徒の報告はありませんが、文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査では、本市において平成26年度に不登校の状況にあった児童生徒は10人です。学校では、児童生徒が不登校となる要因について、本人、保護者、学校等にかかわるさまざまな要因が複雑に絡み合っていることから、その要因を明確に把握することが難しく、教員による当該児童生徒への指導や支援及び家庭への働きかけを行っていても不登校状態が改善されるまでには至っていない事案があるという課題があります。

文部科学省の平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果から、北海道の公立小中学校における不登校児童生徒数は4,259人で、平成25年度と比較し、小学校で42人、中学校では192人ふえていることから、不登校に対する取り組みの改善、充実を図ることが求められております。このため、本市の各学校では、不登校児童生徒への適切な指導や必要な支援の充実を図るため、担任が中心となって家庭訪問などを通して当該児童生徒や保護者の個々の状況に応じた働きかけを行っております。また、当該児童生徒の様子や保護者との面談等の記録に基づき、生徒指導部等が中心となって今後の必要な支援のあり方等を改善したり、必要に応じて適応指導教室や医療機関等と連携を図りながら、当該児童生徒の不登校状態が改善するための取り組みを推進しております。教育相談センターでは、同センター長や教育推進アドバイザー等が本市の

各学校を訪問し、不登校児童生徒について情報共有するとともに、当該児童生徒に対する適切な指導や必要な支援について指導、助言を行っております。また、適応指導教室においては、入室している不登校児童生徒が早期に学校復帰、または不登校状態が改善するよう学校や関係機関、保護者との連携のもと、当該児童生徒の実情に応じた指導、支援を行っております。さらに、当該児童生徒の保護者に対して不登校の対応に応じた助言、援助を行っております。今後とも教育委員会といたしましては、不登校はどの児童生徒にも起こり得ることであり、一旦欠席状態が長期化すると学習のおくれや生活リズムの乱れによりその回復が困難になる傾向が指摘されていることから、学校には不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的な取り組みを一層強力に推進するようお願いしてまいります。また、不登校を未然に防止するため、児童生徒が学ぶ意欲を持って学校に通うことができるよう発達段階に応じたみずからの生き方や将来に対する夢や目的意識について考える指導の充実を図ってまいります。

次に、小項目2、児童生徒の強化、理科等離れに関しての現状と課題、今後の改善策についてですが、世界57国、地域が参加して平成18年に実施された調査では、科学への興味、関心や楽しさを感じる生徒の割合が他国に比べ全般的に低いなどの課題が明らかになりました。この調査結果などを踏まえて、文部科学省では平成20年度の学習指導要領の改定に当たり、科学技術は国際的な競争力を高めるために重要な役割を果たしていることとし、学校教育における理科教育の充実を図りました。具体的には、児童生徒が科学を学ぶことの意義や有用性を実感し、関心を高めることができるように授業時数を16%増加し、中学校で原子の成り立ち、イオン等の学習内容が追加されました。各学校では、目的をしっかりと持って観察、実験を行ったり、レポートを作成する活動を行うなどして学習意欲が高まるよう取り組んでま

いりました。しかし、平成27年度の全国学力・学習状況調査の理科の結果では、小学校では観察、実験の器具を適切に操作するための知識を定着させること、中学校では実験の結果を数値であらわしたり、表を分析して解釈し、規則性を見出すことなどが課題となりました。

当市では、本調査を小学校6年生213名と中学校3年生204名が調査を受けております。理科における全国平均正答率との比較では、小学校では全国を上回り、中学校で全国とほぼ同じでした。また、理科に関する児童質問紙では理科の勉強は好きですか、自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか、観察や実験を行うことは好きですかなどの質問で全国を上回る状況でした。さらに、中学校では、観察や実験を行うことが好きな生徒が全国に比べ多いことや授業では理科室で実験、観察を行っていると感じている生徒が全国に比べ2倍近くいる状況でした。この結果は、本市においては児童生徒の科学的な見方や考え方が一層深まるように、例えば小中学校ともに天体に関する学習を行う際にはなよろ市立天文台きたすばるを活用することはもとより、教育改善プロジェクトにおいて天文台を活用するための活用プログラムを作成し、取り組んできた成果とも考えております。

天文台の活用では、小学校の4年生が月と星の動き、6年生が月と太陽、中学校の2年生が地球と宇宙の学習において行われております。具体的には名寄市オリジナルの星座早見盤やプラネタリウムで天体の動きを確認したり、星座の神話について天文台の専門家の説明を聞いたり、日中でも見ることができるシリウスや太陽等を大型の望遠鏡で観察したりしております。また、児童生徒の興味や関心に応じて天文台が行っております小学生による小惑星発見プロジェクトや各種観察会にも参加をしております。天文台のほかにも6年生の土地のつくりと動きの学習では、北国博物館を活用し、本市の土地の特徴を視覚的に理解するな

ど、児童生徒の学習意欲や主体的に学習に取り組む態度を育むため、地域の教育資源を積極的に活用しております。教育委員会といたしましては、今後とも理科好きの子供たちがふえるように、本市の豊かな自然環境、天文台や博物館等の地域の教育資源の活用により、理科教育の充実に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、いただいた答弁をもとに再質問を行ってまいりたいと思います。

最初に、平成28年度新年度予算についてお伺いをいたします。11月2日に市長名で公表されている平成28年度予算編成によりますと、平成26年度の決算では実質収支4億1,025万9,921円と実質公債費比率あるいは将来負担比率とも改善されていると。ただ、答弁にもありましたけれども、平成28年度から普通交付税の合併算定がえと、さらには普通建設事業や公共施設、公共インフラの老朽化の対応と、さらに人口減少、少子高齢化による福祉関係予算の増加、そういったことを懸念材料として御答弁をいただきました。こうしたそれぞれの懸念材料に対して、懸念材料は列挙するのだけでも、その具体策については余り触れておられなかったなと思いますが、概括で結構ですから少し具体的にこうした懸念材料にどういうふうに取り組んでいかれる考えなのか、臨む考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 平成28年度の予算編成が始まりましたが、中期財政計画の中で少し厳しいなという見方をしておりましたので、やはり概算の時点ですけれども、厳しいなという印象を持っております。1つ大きな要因は、やはりうちの一般会計ですけれども、交付税の状況がまだ1つつかみ切れていないということがありまして、

交付税の合併算定がえの縮減ですとか、あるいは国勢調査による人口のはね返しがどの程度あるのか、ここはつかめない。この歳入のところが一番大きな課題だなと思っております。

それと、これを具体的にどうしていくかということなのですが、査定の中でいろいろと問題点をあぶり出していく作業がこれから続くのですが、やはり早急に取り組まなければならないものの、それからもうちょっと待てるものというのは優先順位をしっかりとつけていくことがまず大事ななと思っております。これは基本原則になると思っておりますが、その中でプラスもう一回特定財源を洗い出す必要がありますので、ここをもう一つ構えると。個別具体的には、ハード事業ですと一定の起債というもの、お金を借りてやっていくというものが見込まれるのですが、ソフト事業になりますとなかなかそういうことができませんので、ここをどういうふうに取り組んでいくかが大きな課題になるかと思っております。その中でもやはり特定財源の掘り起こしが1つ出てくるのもう一つ大きな要因としましては、総合戦略の中でやるべき事業がこれありますので、これが国の補正が出るよということは大体情報としては出てきておりますけれども、この具体的なものまではまだつかんでおりません。ただ、その中で前倒しでできるものがあればそっちのほうに振りかえていくと、このような作業を今考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、ちょっとさらに突き詰めてお伺いをしたいなと思うのですが、人口減少あるいは少子高齢化ということで、福祉関係予算が増加するのだと。さらに、公共施設、公共インフラの老朽化というふうに挙げていますけれども、こうした福祉関係費あるいは社会保障費の増大で、特別会計を持っているのですけれども、一般会計からの繰り入れというのがこれからかなり焦点になってきょうかなと思うのですが、28年度を基点にして一般会計から特

別会計への繰り入れに対する考え方について少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 基本的に公営企業会計等につきましては、繰り出し基準というのがありますので、それにのっとって出しているということが1つ大きなルールになっております。それと、一番懸念されているのは、やはり保険関係の特別会計になるかなと思っております。国保会計、それから介護保険の関係ですけれども、こちらについてはどの基準が一番いいのかというのは今ちょっと私の持っている情報では明確には答えられませんが、基本的にはどちらも厳しいなという印象は持っております。ちょっと長い目で見なければならぬ会計、どちらもそういうふうな思っておりますので、もう少し情報を集めてから査定の中で検討していきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） まだ地方財政計画が出ていないので、予算の規模、額も不確定な要素があるということでございました。

それでは、ふるさと納税、ふるさと住民票について若干ですが、お聞きをしてみたいと思います。ふるさと納税は、今年度、27年度も12月1日現在の数字は先ほど御答弁でありました。私の書き漏らしがあるかもしれませんが、745件で1,001万円ぐらいというような金額が答弁の中にごございました。2年続けて1,000万円の大台に乗っていくのだなという感じがいたしますけれども、いろいろ質問を考えておりましたけれども、時間の関係で1点に絞ってお聞きをしたいと思います。名寄市のふるさと納税というのは、他市町村の住民が寄附で納税をされるということになります。一方で、名寄市民が他市町村にふるさと納税として寄附をする行為もあるのだらうと私は思うのですけれども、ただ名寄市民が他市町村にふるさと納税として寄附をする行為については件数あるいは金額とも押さえていないと

いうことなのですけれども、それでよろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） ふるさと納税の寄附金の名寄市民の行方ということで質問いただきまして、これに関連しましては一般寄附、ふるさと納税の寄附の違いという部分では、課税システムの中では分かれてはいるのですけれども、寄附の宛先につきましては申告書なりを確認をしながら入力しなければわからないということがございまして、現状ではシステム的にも課税作業の中の工程の上からも、あるいは課税する上での必須項目なのかという部分に関しましてもシステム上対応ができないということで考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） 三島部長のほうからお話ございましたけれども、一方でふるさと納税については積極的なPRで呼びかけをしている中で、また一方で名寄市民が他市町村のほうにふるさと納税で流出しているというような実態が多分あるのだらうと思うのです。把握していないかわからないということですから、入ってくる分と出ていく分の差し引きの収支がわからなければ、ふるさと納税というのは果たしてどうなのだろうなど。もっと足元を見詰めた施策、対策が必要ではないかというふうな気がいたしますが、何せ押さえていないということですから、今後名寄市民が他市町村にふるさと納税として寄附を行っている、多分申告しているでしょうから、それを追跡調査する可能性があるのかどうか、その考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 御指摘をいただきまして、そういう考えも必要なのかなということでは、作業上そういうことが可能かどうかということで検証させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） わかりました。ぜひ調査研究をしていただきたいと思いますが、次にお試し住宅について伺いをいたします。

御答弁でもありましたけれども、28年度は市街地の民間の集合住宅を借り上げて、お試し住宅としてやっていきたいというお話でした。答弁の中でるお試し住宅で名寄市を訪れる方はそれぞれライフスタイルが違って、若い世代からリタイア組からいろいろいらっしゃるのだろうと。その目的も考え方もそれぞれ千差万別でなかなか一概にくることができないというお答えではありましたが、ただ何人か名寄市外、本州からお越しになっている方とお話する機会がございまして、たまたま収穫期に入ったときの智恵文のほうのジャガイモ畑を見た方がこんなに白い花が一面に咲いてすばらしいなとかというお話がまずあったということとことしの冬は名寄の健康の森のクロスカントリー、歩くスキーコースなのですけれども、そこにリタイアされたかなり年配の方がいらっしゃる、千葉からおいでになっていたというお話なのですけれども、こんなに立派な施設があって、こんなに整備されていて、誰も利用していないのはびっくりだという話をされておりました。交通の利便性を考えて市街地の集合住宅を新たにお試し住宅というお話でございましたけれども、ぜひとも地域の財産である健康の森ですとか、あるいは浅江島に隣接した場所で、そういったところでプログラムを考えて、歩くスキーだとか、あるいは健康の森には市民農園もあるでしょうし、浅江島には文化センターもございまして、いろいろなこういう施設があるという、そういう地域の財産に隣接した場所で年間四季を通じたプログラムを持って、名寄市のよさ、2013年には住みよさランキングで1位もとっている名寄市ですから、そういった地域の財産を利用したお試し住宅というのはいかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今お試し住宅に関して御質問ありましたけれども、先ほども答弁させていただきましたように、私どものほうでそれぞれ首都圏で移住の相談ということで、移住フェアのほうに参加させていただいております。その中で私どものほうも名寄市のセールスポイントとして住みよさランキングという項目をよく使わせていただいております。これにつきましては、当然のことながら順位、ランキングになっておりますので、他自治体と比較すると他自治体は使えないということで、それに対して私どものほうもセールスポイントとして使わせていただいております。現状としては公共施設を利用しながら、なるべく財政負担が伴わない中で公共施設の再利用も含めて風連地区にお試し住宅を設置させていただいておりますけれども、先ほど言いましたようにそれら私どものほうがセールスポイントとして言っているものをじかに感じていただきたいということで、今回につきましては町中に住みよさランキングという、歩いて買い物に行けるとか、病院にも行けるとか、そういったことでそれぞれの移住の相談の方に説明させていただいている、その部分について新たな違うバリエーションということで整備させていただきたいということで考えておりますけれども、先ほども答弁の中で移住の相談の方についてはいろんな要望がございまして、それらの要望を分析しながら、今後こういったバリエーションの部分をお試し住宅として増設していったらいいのかも含めて研究していきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） お試し住宅もしくは名寄市のそういう住みよさランキングに引かれて他都市から移住、定住したという実数というのとはつかまえておられるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今お試し移住住宅に住まわれた方で、移住されたという方につい

ては1件ございます。ただ、お試し移住住宅というか、私どものほうに移住された方で、私どものほうの窓口相談に来た方で移住された方ということの部分については1件ということなのですけれども、その1件の部分についてはお試し住宅に住まわれて、それで最終的には移住に至ったという方が1名いらっしゃるということです。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） そうすると、営業戦略のほうでは、お試し住宅で体験、経験をされて移住、定住に入った方は1件、お一人かわかりませんが、1世帯の方だということなのですけれども、例えば転出、転入時期と折あしく時期が重なって、名寄市の魅力に取りつかれて移住してきたという件数については把握していないということですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 本市に実際転入という形で来られた部分についてはいろんな、転勤の方もいらっしゃいますし、私どもが描いている移住という方もいらっしゃると思うのですけれども、その部分については基本的には今の現段階としては移住のワンストップ窓口ということで営業戦略室に置かせていただいているのですけれども、その相談を受けた方が移住した場合については北海道移住促進協議会の中では移住の人数というカウントの定義させていただいているのですけれども、あと先ほど大石議員からも質問ありましたように、転入された方の種類についてはきちっとは把握されておりませんので、その部分についての把握も今後どういった形で把握するような形にしていったらいいのかという部分も含めて検討していきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） ことしも東京の中央区だとか台東区、あるいは札幌で北海道フェアだとか杉並で物産展みたいのやっていて、そこで名寄の魅力を知って、そこですぐということでは

ないのでしょうかけれども、名寄市の魅力に触れて、ぜひとも名寄市に住みたいというようなケースがたまたま普通に転入してきた場合は把握していないと。せっかくの機会ですから、ぜひとも市民課も含めて、経済部も含めて、あるいはいろんな庁内の縦横の組織を使って、より多くの方が新市民として名寄市に入ってきているという実数を捉まえていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、転入する方についてはいろんな理由で転入されるということもありますので、私どものほうも今までの形としては私どものほうに御相談いただいた方が転入された場合については移住という形にしておりますけれども、先ほど大石議員からも御質問ありましたように、いろんなパターンで転入されている方についても移住という位置づけで捉えるべき方もいらっしゃると思いますので、その部分については庁内の中で検討させていただきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 大石議員。

○12番（大石健二議員） それでは、最後のほうになりましたが、いじめについてちょっとお聞きをしてみたいと思います。

名寄市は、いじめが認知件数がゼロという、続いておりますけれども、実は岩手県矢巾町もいじめの認知件数がゼロという状態が続いていたという、それが教育委員会に提出されていたということでした。つまりクラスでいじめがあったけれども、担任から学校長へ上がらない、学校長から教育委員会に上がらないという、そういうケースだったのだらうと、私は新聞報道でしかわかりませんが、そういうような報道を目にしております。したがって、本来あるべき、いじめ防止対策推進法というのがございますけれども、その対策法に基づいて矢巾町では行われていなかったの

だということなのですから、単純にお聞きしたいのですけれども、このいじめの定義というのは一体どういうふうになっているか、おわかりになればちょっとお教えいただきたいのです。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） いじめの定義ということで御質問がございました。いじめにつきましては、本人がいじめというふうを感じるかどうかというところが大きな部分があると思いますけれども、相手側がいじめというか、そういったことではなくて、単なる遊びということをやったことがその受ける側がいじめというふうにとられればいじめと認知されるという状況だというふうになっております。そういった面では、今回の調査でも先ほど調査では7件出てきて、学校のほうで当事者から確認した結果いじめとは認知できなかったという点というのは、お互いの誤解であったり、そういったものがあるということによって認知がされていなかったということでありまして。そういった意味では、広く調査をしながら、それぞれの保護者、児童生徒からの状況も確認して、その上に立っていじめがなかったかどうかという判断をしていますので、そういった面では岩手県のような状況はないかなというふうに思っていますけれども、ただ先ほど議員からも言われていましたとおり、いじめはいつどこでどんなときに起きるかわからないというところがありますので、答弁で申しましたとおり危機意識を持ちながら、常に学校、教職員、家庭、地域、皆さんと連携をしながら取り組みを進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒井 徹議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議

を開きます。

高齢者施策の推進について外1件を、浜田康子議員。

○1番（浜田康子議員） ただいま議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、大項目2点について質問していきたいと思います。

まずは、大項目1、高齢者施策の推進について、小項目1、地域包括ケアシステムについて。これからの10年、2025年の姿として、高齢者人口の増加、総人口の減少、認知症高齢者の増加、高齢者世帯の増加など、現在の日本、地域を支え、日々つつましく生きてきた人々が重荷のような表現であらわされています。誰もが一年一年を積み重ねていき、65歳以上で高齢者と呼ばれます。厚生労働省の研究班によると、2012年時点では約462万人、65歳以上の7人に1人が認知症と推計されるということです。また、10年後の2025年には約700万人、65歳以上の5人に1人が認知症と公表されています。5人に1人が認知症と聞くと、自分は大丈夫かと誰もが将来を不安に思います。

今後の認知症施策の方向が示された2015年1月に、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが公表されました。地域包括システム構築の必要性と介護予防・日常生活支援総合事業とのことで、医療、介護、予防、住まい、生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要であると示されています。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指し、状況に応じた適切なサービスである標準的な認知症ケアパスを構築することが基本目標とされています。標準的な認知症ケアパスの作成普及は、認知症診断、早期認知症の診断、早期対応につながるとされています。高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群と言われる中、認知症の方やその家族にかかわり、アセスメント、家族支援などの初期支援を包括、集中的に行い、自立生活のサポートを行

う事業、認知症初期集中支援チームの設置が求められています。そこで、名寄市においては認知症初期集中支援チームの設置についてどのような状況かお聞かせください。

次に、小項目2、介護予防・日常生活支援総合事業への移行についてですが、改正介護保険法により要支援者のホームヘルプサービス、デイサービスが総合事業に移行されることになり、新たな担い手確保による支援、サービス量拡大、専門職の役割変化、時間をかけた住民主体の地域づくり、生活支援の担い手の多様化で、介護人材を身体介護にシフトするのが狙いとされています。平成18年度の介護予防に関する考え方、方法の大幅見直しの中で、チェックリストによる虚弱高齢者の把握を行うも二次予防事業への参加率が低迷し、効果がなかったとの報告がなされています。介護予防のコンセプトの転換ということで、総合事業は地域づくりの中で介護予防、支える側、支えられる側という垣根を可能な限り取り払い、担い手になることが結果的に予防になるという考え方が中心ということです。その考え方、方向性を市民が十分理解する時間があるのか疑問に思っています。そこで、総合事業の進捗状況、町内へのアンケート調査の分析とその活用についてお聞かせください。

また、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画の中の生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加の中で、平成27年度中に協議体の設置とありますが、その進行状況についてお伺いします。

あわせて小項目3、家族介護用品支援事業の現況と課題があればお聞かせください。

次に、大項目2、公営住宅の今後の考え方についてですが、小項目1、公営住宅の現況と今後の対応について、みんなが安心して、愛着を持って住み続けられる名寄らしい住まい、居住環境という基本理念のもと、住宅マスタープランが立てられていると思いますが、その中で公営住宅の役割

の明確化、住宅セーフティーネットの再構築と書かれています。公営住宅の役割とは、公営住宅法の第1条には住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸しとあることについては十分に理解されると思います。しかし、その住宅セーフティーネットである公営住宅に入れられないという声が市民より寄せられることがあります。また、空き室がいつまでも修繕されず、どうしてなのだろうという市民の声も聞いています。本当は公営住宅に入りたいと民間住宅に入居しながら抽せんに当たるのを待っている市民もおります。空き室にしておくのは、そこから売り上げが上がらないのをそのままにしていることが理解できないという民間の事業者の方の声も聞いています。修繕は予算等のこともあり、なかなか進まないことは理解できますが、これからの高齢化社会では持ち家の方の住みかえもさらに進むと思われます。特に農業後継者がいない場合、高齢になり離農後には住みなれた地域に残りたいと町中の公営住宅に移る市民の方もいらっしゃいます。子供たちには迷惑をかけられないと財産を整理し、都会生活はできないと住みなれたまちでと入居される市民もいらっしゃいます。そこで、公営住宅の現況、住宅総戸数、政策空き家対象団地、その戸数、入居戸数、また公募での入居状況、その際に抽せんを外れている戸数をお知らせください。また、今後の対応ということで政策空き家対象団地についてどのような考え方があるのかお聞かせください。

次に、小項目2、まちなか居住の推進についてですが、公営住宅の所有関係別世帯の構成比では、平成22年の公営住宅、公営借家比率は名寄地区が5.8%、風連地区が17%となっており、風連地区の公営借家の比率が高く、今後もその需要は高いと考えられます。政策空き家については、新規の入居をすることはできなく、建てかえ計画も平成33年以降構想とのことですが、風連地区が公営住宅を必要としている中で構想自体が平成33年以降では、基本理念のみんなが安心して、愛

情を持って住み続けられる名寄らしい住まい、居住環境となっていますが、みんなが不安を感じ、果たして愛情を持って住み続けられるのかという懸念が起きます。風連地域は、中心街活性化事業により駅前が整備され、国保診療所には医師が2名おり、お店も駅前にまとめました。あとは居住するだけです。高齢になると、移動手段にも難儀します。年金生活の方が安心して暮らし続けていけるように、町中に公営住宅の建設をする構想はあるのかお答えください。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 浜田議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2につきましては建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

最初に、大項目1、高齢者施策の推進について、小項目1の地域包括ケアシステムについて申し上げます。介護保険法の地域支援事業におきます包括的支援事業に新たに社会保障充実分として平成27年度から在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業の4つの事業が追加されました。御質問の認知症初期集中支援チームの設置につきましては、介護保険法による認知症施策推進事業において認知症初期集中支援推進事業の実施体制として位置づけられております。本市の第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画におきまして認知症初期集中支援推進事業は平成29年度に体制構築の整備をし、平成30年度から事業を開始する予定としております。

なお、準備を開始するに当たりチーム員候補者の研修受講を平成28年度から実施することを視野に入れ、チームの設置場所、チーム員について検討してまいります。現在本市には認知症サポート医がお一人いらっしゃいますが、既に認知症地

域支援ケア向上事業における嘱託医としてお願いしているところであります。認知症初期集中支援チームの構成は、認知症サポート医及びチーム構成員となりますが、チーム員は保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士などの保健、医療、福祉に関する国家資格を有する者で、かつ認知症ケアや在宅ケアの実務、相談業務等に3年以上携わった経験がある者とされ、国が定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識、技能を習得するものとされております。認知症サポート医やチーム員になる職種については、現在未定でありますので、医療機関や関係機関とも十分協議を進め、適切な人材を配置して事業開始に向けて取り組んでいく予定としております。

次に、小項目2、介護予防・日常生活支援総合事業について申し上げます。介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業は、市町村が中心となって地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者などによる効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目的としております。本市の新しい総合事業開始に向けた進捗状況、取り組みといたしましては、北海道が主催する生活支援コーディネーター養成研修への参加や全道市長会が開催しました介護保険担当係長等研修会に参加し、道内各市の状況を把握するとともに、近隣の市町村と合同で北海道の担当を招いて新しい総合事業研修会を開催してきている状況です。

新しい総合事業の実施に伴い、現在介護予防給付で実施しております介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、市町村が実施する介護予防生活支援サービス事業へと移行されることとなります。その対象となる要支援認定者数は、本年9月末現在で要支援1が372名、要支援2が160名となっており、要支援者の合計では532名の方が認定を受けておられます。そのうち介護予防訪問

介護を利用されている方が113名、介護予防通所介護を利用されている方が195名となっております。前年9月の人数と比較いたしますと、介護予防訪問介護では8名増加、率にして107.6%、介護予防通所介護では43名の増加で、率といたしまして128.9%となっております、利用者は増加してきている状況でございます。

また、要介護認定で非該当となった方に対する自立支援サービスと自立支援ヘルパーにつきましても新しい総合事業の実施に伴い、介護予防生活支援サービスに移行されることとなります。自立支援デイサービスは、9月末現在で34名の方が利用され、自立支援ヘルパーを利用している方は9月末現在で6名となっております。今後は、これら移行する事業についてそのニーズ量の把握を行いながら、新しい総合事業に向けた準備作業を進めてまいります。

次に、町内会へのアンケート調査の分析と今後の活用方法について申し上げます。アンケート調査は、平成29年度に開始します新しい総合事業と現在実施しております一次予防事業における地域介護予防活動支援事業の今後の取り組みの参考とすることを目的に、町内会における高齢者支援に係る取り組みの調査を行うこととし、食事会やサロン活動などの通いの場の有無や事業実施回数、高齢者の方々の参加人数などをお伺いいたしました。本年8月7日に市内全81町内会にアンケートを発送し、72の町内会から御回答いただきました。回収率にしまして約88.9%でございました。御回答いただきました72町内会の結果から、通いの場を実施している町内会は44カ所、約61%の町内会において取り組まれていることや通いの場に取り組んでいる町内会の75%が月1回以上実施しているなど、高齢者の支援活動を積極的に行っている町内会が半数以上あることがわかったところでございます。反面、アンケート結果の分析では、通いの場を実施している町内会の50%以上が担い手の方々の不足や参加者の減少

といった問題を抱えていることがわかりました。今後の実施方法につきましては、検討が必要であるとは考えているところでございます。

今回のアンケート調査につきましては、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画策定時に実施をいたしましたアンケートとともに、新しい総合事業の実施に向けまして今後開催されます協議体において既存の地域資源の把握をするための資料として活用させていただくこととしております。また、現在の一次予防事業と二次予防事業から構成します介護予防事業から移行する一次介護予防事業の実施に向けまして、このアンケート結果を活用し、取り組んでまいります。

次に、協議体の役割と位置づけについて申し上げます。新しい総合事業での多様な主体による体制整備について話し合う協議体を開催するため、本市においては協議体を生活支援等サービスネットワーク会議とし、先般名寄市生活支援等サービスネットワーク会議設置要綱を制定いたしました。現在は、介護サービス事業者など生活支援サービスの提供者となり得る団体の中から委員の選任作業を進めているところでございます。協議体の役割といたしましては、定期的な情報共有、連携強化の場として設置をし、多様な主体間の連携協働による資源開発を推進するために、地域ニーズ、既存の地域資源の把握や地域づくりの意思統一、情報交換、働きかけの場として企画、立案、方針決定を行うこととしております。また、来年度配置を予定しております生活支援コーディネーターと連携をいたしまして、担い手の発掘、養成、資源開発を進めることとしております。

次に、小項目の3、家族介護用品支援事業の現況と課題について申し上げます。家族介護用品支援事業につきましては、在宅で高齢者を介護している家族の身体的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続と向上を図るために介護用品を支給する事業でございます。対象者は、市民税非課税世帯に属します要介護4

または要介護5の在宅の高齢者の方々を現に介護している市民税非課税世帯に属する介護者の方となっております。支給する介護用品は、紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーなどの介護用品9品目で、月額9,000円を利用限度額として支給する事業でございます。平成26年度は延べ25人の方が登録され、事業費では133万4,111円の支給となっております。平成27年度は10月末現在延べで18人の方が登録され、事業費で59万5,970円となっております。本年度の1回当たりの利用額の平均額は8,164円となっており、利用限度額でございます9,000円を超えて利用している方は全体の17.8%となったところでございます。本事業につきましては、要介護度の高い方への介護に対して支援をする事業でございます。利用者数は多くはございませんが、在宅において介護する家族の御負担を軽減するための大きな役割を果たす事業と考えておりますので、引き続き本事業により在宅介護者の支援を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 私からは、大項目2、公営住宅の今後の考え方について、小項目1の公営住宅の現状と今後の対応についてお答えいたします。

平成26年度末時点における市営住宅の管理戸数は949戸あり、その中で政策空き家の管理戸数は北斗、新北斗団地で302戸のうち158戸、瑞生団地で100戸のうち48戸、西町団地で64戸のうち18戸、リンゼイ団地では20戸のうち2戸となっております。また、平成26年度における市営住宅の公募状況につきましては、15戸の募集に対し97件の入居申し込みがあり、うち4戸は申し込み1件のため、抽せんせずに入居者が決定となっており、全体で応募倍率は5.8倍と依然として市営住宅に対するニーズは高いもの

となっております。

一般空き家につきましては、議員御指摘のとおり家賃収入面、市民ニーズの面からも早急な対応が必要と私どもも認識しており、今年度は一般空き家に対して補正予算も組みながら積極的に外注修繕を取り入れるなど、可能な限り供給戸数をふやすよう努めているところです。一方、政策空き家につきましては、名寄市公営住宅等長寿命化計画の中で現地建てかえまたは用途廃止と位置づけられた団地の空き家であり、建てかえ計画等の整備計画を円滑に執行するための方策として今後も政策空き家による戸数管理を進めてまいりたいと思っております。

次に、小項目2のまちなか居住の推進についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、風連地区については世帯向けの民間賃貸住宅が少ないことから、公営住宅への依存度が高い傾向にあります。公営住宅整備につきましては、限られた財源により現在名寄地区の北斗、新北斗団地整備事業を平成22年度から事業に着手し、事業完了は平成33年度を予定しております。住宅マスタープランの中でもまちなか居住を推進しており、風連地区の公営住宅6団地はどの団地からも町中で近距離圏内にあるものと判断して、基本的には現地建てかえにより整備を進めてまいりたいと考えております。また、市の財政状況が厳しさを増す中で、事業の前倒しや中心部でのまとまった用地は困難と考えていますが、改めて公営住宅等長寿命化計画の見直しや基本設計時にまちなか居住や住環境整備について議論を深めてまいりたいと考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ただいまそれぞれ御答弁いただきました。それでは、まず先に大項目2の公営住宅の今後の考え方についてから再質問に移らせていただきます。

公営住宅のお答えの中に政策空き家の対象団地、

風連地区の瑞生団地についてですが、かつては100戸ほどの入居者があり、現在は対象戸数が48戸で、政策空き家が48戸ということは今52戸が入居中ということだと思のですが、実は私瑞生団地に約30年ほど住んでおりました。当時の地域のコミュニティーは、子育て世代やその親世代と大変年代のバランスのとれた団地で、日中にもぎやかでしたが、徐々に住みかえが進んでいきまして、転出で戸数が減っていった状況にあります。私が住んでいましたのは団地の奥のほうで、1棟4戸の棟で入り口から2戸目に住んでいましたが、隣の方が退去後は政策空き家ですので、新たに入居の方はいらっしゃいませんので、夏は草取り、冬は除雪と2戸分の負担があり、年齢を重ねるとともに大変になってきてまして、転居をいたしました。もともと住みなれた住宅で、近所の方とはとても仲よくさせてもらっていましたが、やはり家族が遠くにおり、高齢になってからの引っ越し作業ということに対する不安から、転居を決めた経緯があります。現在住んでいる方も互いに助け合いながら過ごしているとは思いますが、政策空き家ということは先ほども申したとおり住んでいる方が若くなることはなく、環境の整備など個人負担は年々大きくなることが予想されます。団地の入り口にあったお店も閉店し、高齢になると外出する不安から閉じこもりがちになることも予想されます。住宅は確かに老朽化していますが、例えばコミュニティーの場とか集会所とかの活用をできる方法はないのかとか、また高齢者の生活支援サービス、子育てサービスなど実際に活用している自治体もあるそうです。確かに住宅用途以外の使用は公営住宅法で認められていませんが、居住者の構成が変化し、福祉的な支援やコミュニティーの活性化の要求が求められてきています。既存住宅の利用については、新設に比べ使用者や利用者の金銭的負担が少なく、周辺支援者や既存コミュニティーを生かした活動も可能かと思いますが、公営住宅の利活用についてどのように考え

ているのかお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村建設水道部長。

○建設水道部長（中村勝己君） 済みません。先ほど答弁いたしました内容について一部訂正させていただきます。

平成26年度における市営住宅の公募状況につきましては、16戸の募集に対して97件の入居申し込みがありましたというふうに言いましたけれども、87件の入居申し込みがありましたということで訂正をお願いします。

今浜田議員のほうから政策空き家をコミュニティーの場あるいは集会所等々利活用ができないかということで御質問いただきました。公営住宅については、公営住宅法に基づいて低所得者の方に安価な家賃で住宅を供給をするということを第一の目標としております。その目的以外に公営住宅を使用する際には、その自治体が目的外使用の必要性を認め、かつ国土交通大臣の許可を受けて初めて公営住宅の目的外使用が認められるということになっております。御質問の公営住宅の住宅用途以外への利活用についてということでございますけれども、先ほどもお答えいたしましたけれども、応募倍率が5.8倍と住民ニーズが大変高い状況にあります。市営住宅を目的外使用することについては、入居希望の方の入居機会を阻害することになりますし、先ほど申し上げました公営住宅法の目的を満たすことは大変厳しいものというふうに思われます。また、政策空き家が解体工事を含めた建てかえ計画を円滑に実施をするために必要な政策であるということから、政策空き家を利活用することも市営住宅の整備計画の面において大変難しいというふうに考えております。

なお、議員御指摘の瑞生団地につきましては、名寄市公営住宅等長寿命化計画において現地建てかえを行う予定ということでございます。政策空き家による戸数管理が今後とも必要と考えているところであります。また、政策空き家に係る既存入居者の皆さんの御負担につきましては、可能な限

り軽減できるよう配慮させていただきたいというふうに考えていますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 利活用については、いろいろな問題があるとは思いますが、ぜひ知恵を生かした利用方法が創造されることをお願いします。また、まちなか居住推進についても同じ課題だと感じています。徒歩圏内にかかりつけ医を求める環境があれば、公営住宅をつくり、人を呼び込む環境を整えるという方向性もぜひ御検討願えればと思います。また、現在入居されている方の負担軽減については御配慮いただいているということですので、今後もよろしくお願いします。

続きまして、大項目1、高齢者施策の推進に移らせていただきます。まず、認知症初期集中支援チームについてですが、状況については現在取り組んでいるということで、実は11月に市民福祉常任委員会の視察で認知症初期集中支援チームの先進地である熊本県荒尾市に行ってまいりました。荒尾市は、人口が5万4,000であり、医療施設にも恵まれておりまして、また市の圏域を超えた熊本県での広域連携が実現されています。単純に名寄市での参考にはならないと思いますが、認知症における初期、初動の大切さを研修してきました。その中で説明職員の方からやはり人材の必要性、専門職、動かすキーマン、行政内体制整備とその課題が挙げられ、2025年度を見据えて人材育成が大事だとの御指摘がありました。名寄市としても人材育成の重要性をぜひ認識していただき、高齢者福祉の充実を切に要望いたします。

次に、総合支援事業への進捗状況についてですが、平成29年度移行に向けて準備を進められています。要支援の介護保険の利用状況の中で増加し、伸びているということですが、早期移行によるメリットがあるため、他の自治体では早期に移行作業を行ったということを知っていますが、

名寄市において平成29年度に合意を予定しているその根拠をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 議員からは、総合事業の移行について早ければ早いほどメリットがあるのではないかという、報道からもなされておりましたがという御質問だったかと思えます。名寄市におきましては、平成29年4月に新しい総合事業を開始するという事にいたしております。この間新聞やテレビ等におきまして新しい総合事業の実施を早めるべきという報道がなされておまして、国や北海道からも事業の補助の上限額につきまして早期実施をすることにより、有利な場合があるということで検討を求められてきているところでございます。新しい総合事業の上限額につきましては、前年の介護予防通所介護と介護予防訪問介護、それと介護予防事業に係りました費用をもとに算定することとなっております。御承知のとおり平成27年度から介護報酬が総体で2.7%下がったことによりまして、予防給付費が下がりますと翌年の事業の上限額も下がるということが懸念されるため、国は早期の事業実施を求めてきているところでございます。

北海道から配付されました上限額を設定するワークシートによりまして本市の状況を試算いたしましたところ、事業の実施の期限でもございます平成29年に事業を開始することが一番有利な状況だということの結果になっているところでございます。要因といたしましては、要支援認定者が増加をしていることに伴いまして、平成27年度の介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の給付実績が増加しておりまして、上限額の算定に用いる介護予防の給付費が伸びていることが原因と考えられます。新しい総合事業の実施につきましては、今後各種サービスの実施に係ります料金設定などを初めとした条例及び規則、要綱等の制定を

経まして事業を開始するということから、以前から議会にも御説明申し上げていますとおり平成29年4月の事業開始に向け準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） ワークシートを利用した結果、有利なということで、平成29年度に移行することについては理解しました。ただ、移行に必要なこととして、一般介護予防事業の通いの場を充実を図り、既存の介護予防訪問介護、通所介護をみなし指定事業所として活用することで移行が可能とされていますが、このことについて現在名寄市でサービスを提供している事業所への説明はどのようになっていますか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 御質問の現行のサービス事業所に対する新しい総合事業の説明という御質問だったかと思えます。先ほど協議体のことにつきまして、名寄市におきましては生活支援等サービスネットワーク会議ということで予定をしているということで御答弁申し上げましたが、ネットワーク会議のメンバーには要綱では介護サービス事業所の職員、それと高齢者に就労を提供する団体の職員、それと生活支援を行う事業所の職員、町内会連合会の役員、老人クラブの会員、社会福祉協議会の職員、その他市長が必要と認める者ということで、12人以内で構成をするということで現在要綱を制定させていただいているところでございます。今申し上げましたとおり、介護サービス事業所の職員にもこの協議体に入っていただくということで考えておりますので、一定この協議体の議論をさせていただいた後、サービス事業者の説明につきましては適宜情報提供を行ってまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） わかりました、今協議体で構成メンバーになるということでしたので。ただ、各事業所への説明については小さな事業所も含めて丁寧になされるようお願いいたします。また、アンケート調査については、いろいろな分析をされ、事業に活用されるということですので、市民に理解ができるような形を示されるようお願いいたします。

次に、協議体の設置に向けて要綱整備がされて、生活支援等サービスネットワーク会議として年度内に約4回の会議を開催をされるということですが、この総合事業において協議体は大変重要な位置づけをされています。総合事業の中核は自立支援に資する新しい住民の支えの仕組みづくりとされています。その仕組みづくりは移行後一定の時間がかかると見込まれておりますが、行政としても手探りの中で作業をしていることは理解できます。しかし、高齢化は待たなしの状況ですので、協議体の会議で地域資源の把握をしていくようですが、10月の行政視察で兵庫県淡路市の高齢福祉の取り組みを調査してまいりました。淡路市は、「いつかきっと帰りたくなる街づくり」とのスローガンのもとで各種事業を実施しており、その中にいきいき100歳体操という事業がありました。淡路市では、介護予防事業の分析をし、参加率の少なさが問題であり、どうすれば参加率を上げられるかということを検討し、高知市開発のプログラムを参考に3人以上の集まりに保健師等の派遣をして効果を上げているとの説明がありました。細かい内容の説明は省きますが、多数の集まりではなくいろいろな内容の少数の集まりを推進し、その集まりが資源として総合事業という地域づくりを支えていけるのではないかというヒントをいただいております。委員のメンバーの方々とは職員の方々は、協議体の中でいろいろとこれから話し合いをされていくと思うのですが、ぜひ知恵と知識の活用を期待しておりますので、よろし

くお願いします。

また、介護保険からの移行に伴い、利用料がどうなるのか心配している市民のお話も聞いております。住民生活が安心して送れるような利用料金の設定に御配慮をお願いします。これからも総合事業は注視していきたいと思っています。

次に、ごみ袋の助成、介護用品支援事業の現況についてですが、ことしは18人登録がなされていたようですが、介護される家族の負担軽減にと紙おむつ、パットなど介護用品の支給を対象とされていますが、使ったものは処理しなくてはなりません。大人の紙おむつや失禁パンツなど、失禁パンツというのはリハビリパンツのことなのですが、子供の紙おむつと違い、大きくて尿量も多く、私がヘルパーとして訪問していた中では衛生ごみ袋40リットルに入れるととても重くなり、またにおいも強烈になることがありました。高齢者の中には、節約され、そのまま室内に干して部屋中に尿臭がしたり、洗濯してしまい洗濯機の中がリハビリパンツの吸収剤で粉々になったりということがありました。中にはごみ袋で排出するというのも節約されている方もいらっしゃいました。先日の議員協議会の中で2歳までのお子さんがある家庭にごみ袋の助成を計画されるとお聞きしましたが、旧風連町でもごみ袋の現物支給がされていました。その当時は乳幼児のほかに65歳以上の方も対象となっており、購入を確認できれば対象となりました。子供たちはやがておむつが外れ、大きくなっていきますが、高齢者の方はおむつからトイレでの排せつへ戻ることは大変難しい現状にあります。介護度が高い方以外でもリハビリパンツや尿取りパッドを利用しています。少ない年金の中でやりくりしながら購入し、使用後はごみ袋に入れて出しています。子育て世代を応援することは大変理解できますが、排せつに関することは高齢者にとっても切実な問題でもあります。恥ずかしいという気持ちもあり、声を上げることはされませんが、ぜひ高齢者世代の応援をしていた

だけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 高齢者世帯の状況ということで、浜田議員現場にいらっしたということで、さまざまな状況をお聞かせいただきまして、大変身につまされる部分もございますが、先ほども申し上げましたが、本市で行っております家族介護用品支給事業につきましては、現在介護保険法の地域支援事業におきまして実施をさせていただいている内容でございます。本年の地域支援事業実施要綱の中で、厚生労働省の老健局長から通知されているわけですが、介護用品の支給にかかわる内容につきましては今後対象外にするというような案が示されているというようなこともございまして、国の状況が流動的であるという現段階の中で、その用品の内容について今後拡大するだとかというようなことはすぐには困難かなというふうに考えているところでございます。ただ、ごみ袋の内容につきましては旧風連町で実施をされていたという状況でもございますので、実態把握に努めまして今後検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 浜田議員。

○1番（浜田康子議員） 介護用品支援事業については、国の動向が流動的ということで、拡大することは困難というお答えでしたが、ただ本当に検討していただきたいのですが、高齢者の方は要望の声を上げることも出しゃばることもよしとしない高齢者の方もたくさんいらっしゃいますので、そのような市民の方にもぜひ御配慮いただきますようお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で浜田康子議員の質問を終わります。

名寄市人口ビジョンに対する戦略について外2件を、佐々木寿議員。

○16番（佐々木 寿議員） ただいま議長より

御指名がございましたので、さきの通告順に従いまして、質問してまいります。

まず、大項目の1点目は、名寄市人口ビジョンに対する戦略について伺いたいと思います。さきの定例会の初日に市長行政報告並びに地方創生総合戦略検討特別委員長の報告があり、当市のまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まりました。将来を見据えるときに人口減少と高齢化社会への対策は大きな課題であります。当市は、これまでも総合計画を初めさまざまな施策を図ってまいりました。このたびの総合戦略は、さらに推進するために人口減少の克服を主眼とした施策の推進を示すものと位置づけております。施策は、自然減と社会減の双方への対策を進めるとしておりますので、その観点から質問してまいります。

まず、その前提となるリーサスの活用方法について伺いたいと思います。地域経済分析システム、リーサスの当市のこれまでの評価、分析と課題がリーサスでのそれではどのように見えてきたか、また戦略にどのように役立ったのか伺います。

次に、人口減少対策について伺います。まず、子育ての環境整備と支援について伺います。当市の自然増の戦略の中で具体的な事業はこれからだと思われませんが、子育ての環境や支援を現状の施策の中でどの部分を特に推進していくのか伺いたいと思います。

次に、市立大学卒業生の地元への定着に向けた環境整備について伺いたいと思います。卒業生の地元への定着化への促進を掲げておりますが、これまでの事業と新たな施策との違いはあるのか、どの部分に新たな施策が必要か、考えを伺います。

次に、生涯現役社会の実現に向けた取り組みについて伺います。高齢化が進むにつれて労働人口の減少や社会保障費の膨張などの深刻な問題も生じております。意欲のある高齢者が能力を発揮して活躍できる場をふやし、社会の支え手になってもらう生涯現役社会の実現を目指すべきだが、企業への支援策の充実あるいは高齢者の再就職支援

の充実、高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動の場の拡大についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、産学官金として今後どのような戦略を考えているのか、これらが協力し合う今後の戦略についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

大項目の2点目は、18歳選挙導入に当たっての対応についてでございます。この質問は、さきの山崎議員と重複しますが、よろしくお願ひしたいと思います。選挙年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が可決成立いたしました。そこで、教育現場での対応状況及び課題について、あるいは行政としての準備状況についてどのように承知しているのか伺いたいと思います。

次に、大項目3点目、高齢者事業について伺います。これもさきの、ただいま浜田議員と重複しますがけれども、よろしくお願ひします。初めに、認知症施策の推進についてであります。今後認知症高齢者に対応するため、そして認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症施策推進5か年計画、平成24年9月厚生労働省公表を基本として、当市はどのように推進してきたか伺いたいと思います。特に当市として標準的な認知症ケアパスの構成状況、認知症地域支援推進員の確保状況、早期診断等を担う医療機関の体制確保、かかりつけ医の認知症対応力向上研修の受講者の拡大、認知症サポート医養成研修の受講者の拡大、地域ケア会議の普及、定着、認知症サポーターの人数の拡大について推進状況を伺います。また、29年度までにどの程度までの目標を目指しているのか伺いたいと思います。

次に、高齢者の孤立防止策について伺います。法務省の11月13日、昨年の犯罪件数や傾向をまとめた犯罪白書の発表によりますと高齢化が急

速に進む中で高齢者が被害に巻き込まれる犯罪が多くなっている。一方で、高齢者が加害者となる犯罪も増加傾向にあるとしています。また、再犯率も高く、刑務所を出た後に再び罪を犯して再入所する高齢者も多いということでもあります。高齢者の犯罪に歯どめをかけるには、警察の取り締まりの強化だけでは追いつかないと言われております。犯行の動機や特徴からは、孤立あるいは介護の疲れを初め、生活苦や福祉の貧困があるとしています。本市としては、高齢者の犯罪の事案は聞こえてきませんが、このような事案が発生しない社会環境の整備をしておくことが犯罪のない明るい社会の創造につながると考えております。本市の制度、組織はどのようになっているのか、どのようなネットワークがとられているのか伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ただいま佐々木議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1のうち小項目の1について及び小項目2の③、④並びに大項目2につきましては私のほうから、大項目1のうち小項目2の①及び大項目の3につきましてはこども・高齢者支援室長から、大項目1のうち小項目2の②につきましては大学事務局長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、大項目の1、名寄市人口ビジョンに対する戦略について、小項目の1、地域経済分析システム、リーサスの活用方法について申し上げます。リーサスにつきましては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部及び経済産業省が人口減少、過疎化が進展している地方自治体みずから地域の現状、実態を把握できるよう地域経済にかかわる企業間取引、人の流れ、人口動態などさまざまなビッグデータを収集し、かつわかりやすく可視化するために開発したシステムでございます。このシステムは、大きく産業マップ、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップの4つのマ

ップメニューで構成されており、人口マップ、観光マップ、自治体比較マップにつきましては一般ユーザー向けに公開されておりますが、企業間取引などの情報を見ることができません産業マップにつきましては自治体担当職員のみが利用可能となっております。本市におきましては、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の策定過程におきまして他自治体の人口や定住自立圏の圏域人口の現状を把握するために人口マップや自治体比較マップを活用いたしました。産業マップにつきましては当該自治体に本社機能を有する企業情報のみが利用可能でありますことから、本社機能が集中している大都市圏とは異なり、地方都市、小規模自治体においては現状で十分に有効活用することが難しい状況にあるのではないかと考えているところでございます。しかしながら、リーサスにつきましては今後も随時政府、民間のビッグデータの更新、追加が行われる予定となっており、さらなる機能の向上が期待されますことから、本市といたしましては総合戦略の検証はもとより第2次総合計画の策定に当たりましても活用してまいりたいと考えております。

続いて、小項目の2、人口減少対策についてのうち生涯現役社会の実現に向けた取り組みについて申し上げます。本市におきましても今後急速な人口の減少や高齢化が見込まれる中、本市からの老年人口の流出を抑制するとともに、高齢者が地域社会に積極的に参加することでまちづくりの担い手をふやしていくことが重要であると考えてございます。このためこれまでも高齢者事業センターや高齢者事業団への支援を通じて高齢者の生きがいと就労の機会を確保するとともに、高齢者学級を運営し、学習機会の充実を図ってまいりましたが、本年10月に策定をいたしました総合戦略におきましては新たに高齢者が活躍できる環境づくりの推進を施策として掲げ、意欲的に地域づくりに参加するアクティブシニアをふやすための取り組みを推進することとしたところでございます。

国におきましては、地方への新しい人の流れをつくるため、東京圏を初めとする都市部の高齢者が希望に応じ地方へ移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要な医療、介護を受けることができる地域づくりを目指す日本版CCRC構想の制度化に向けた検討を進めているところであります。この日本版CCRC構想は、都市部からの移住にとどまらず、地域の高齢者のまちなか居住の検討にも有用であると言われていたことから、本市といたしましては国の検討状況を注視しながら、今後都市部の高齢者を受け入れるための居住環境や就労機会の提供、生涯学習の機会提供、継続的なケアの提供などの環境整備についての調査研究を推進することとしており、この調査研究結果を踏まえまして必要な取り組みについて具体的な検討を進め、高齢者が活躍できる社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、産学官金としての戦略について申し上げます。本市におきましては、総合戦略に関係者の意見を反映するため、産業界や教育機関、金融機関、労働団体などで構成します名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置し、それぞれの立場からの幅広い御議論を重ねていただきながら総合戦略の策定を進めてまいりました。本年10月に総合戦略の決定を受けたことから、今後は総合戦略に掲げました施策の具体化を図っていくことが重要であり、個別事業の制度設計に当たりましては産学金との連携、とりわけ金融機関が持つ知見などを生かしていくことも視野に入れながら検討を進めていく必要があると考えておりますことから、積極的な働きかけに努めるほか、推進委員会の場におきまして各機関、団体とともに総合戦略の施策、事業の効果を検証し、必要に応じて改定を行うなど官民が一体となって総合戦略の着実な推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、大項目の2、18歳選挙権導入に

当たっての対応につきまして、小項目1、教育現場での対応状況及び課題について並びに小項目の2、行政としての準備状況について、名寄市選挙管理委員会事務局として申し上げます。御案内のとおり、本年6月19日に公布をされた公職選挙法等の一部を改正する法律により、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる改正が行われ、来年7月に執行予定の参議院議員通常選挙から適用される見込みとなりました。本市におきましても11月末現在の試算で550人程度の有権者の増加が見込まれてございます。この歴史的とも言える法改正の対応としまして、国ではシンポジウムやワークショップ、ホームページでの周知などさまざまな取り組みを行っておりますが、特に高校生向けには総務省と文部科学省が連携をしまして「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」という副教材を作成いたしました。この副教材は、選挙制度の解説や模擬選挙などの参加実践型の学習事例を掲載するとともに、選挙に関しての留意事項をまとめた内容となっております。全国の高校生に配付がなされました。今後高等学校におきましてこの副教材を活用し、選挙制度に必要な知識と判断力の習熟を図れる教育が進められるものと考えております。また、北海道選挙管理委員会では、高校生を対象に選挙啓発高校生出前講座を実施し、講義、模擬投票及びワークショップなどを行っており、本市の高等学校の2校とも実施または今後実施予定のこととあります。

今回の法改正につきましては、選挙制度の改正であり、またその拡大対象が主に高校生でありますことから、これら国や道選管の取り組み、道選管と道教委の連携による取り組みが今回の法改正の対応の基本と考えておりますが、市選管といたしましても広報やホームページなどを活用しながら、適正な選挙執行に資するため、選挙制度の周知や啓発活動などの取り組みを進めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 私からは、大項目の1、小項目2の①並びに大項目の3について申し上げます。

最初に、大項目1、名寄市人口ビジョンに対する戦略について、小項目2、人口減少対策についての①、子育て環境の整備と支援についてでございますが、国では少子化の急速な進行や子育てに関するさまざまな課題を解決するため、全ての子どもたちが笑顔で成長していくことと全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために、子ども・子育て支援法を中心とする子ども・子育て関連3法を制定いたしました。子ども・子育て支援法第61条では、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけており、本市において本年4月から5年を1期とする計画、名寄市子ども・子育て支援事業計画がスタートしているところです。現在計画に登載されている事業としまして、地域子育て支援センターの充実を図るべく、ひまわりらんどを本年10月27日にオープンさせていただいたところであり、多くの親子の皆様にご利用いただいているところです。また、総合戦略においてファミリーサポートセンターの新設、乳児紙おむつ用ごみ袋支給事業等を登載しておりますが、具体的な実施については平成28年度予算査定の中で検討してまいりたいと考えております。今後も子ども・子育て支援法でうたわれております地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業を中心に名寄市子ども・子育て支援事業計画の各事業の充実に向けまして施策の推進を行ってまいります。

次に、大項目の3、高齢者事業について、小項目1、認知症施策の推進について申し上げます。佐々木議員からは、平成24年9月に厚生労働省より公表されております認知症施策推進5か年計

画、いわゆるオレンジプランに基づきます名寄市の認知症施策の推進状況について御質問いただきました。議員御承知のとおり、このオレンジプランによる取り組みが実施されます中、認知症施策を加速するための新たな戦略は、厚生労働省だけではなく政府一丸となって生活全体を支えていけるよう取り組むものとして、平成27年1月にオレンジプランを修正し、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランが策定されているところです。新オレンジプランは、オレンジプランの内容をベースに新しい項目の追加や目標値の引き上げなどが行われているところでございますが、御質問のオレンジプランに基づきましてこれまでの名寄市の認知症施策の推進状況につきましてお答え申し上げます。

最初に、認知症地域推進員の配置でございますが、平成26年9月に所定の研修を受講しました地域包括支援センター職員を兼任して配置をしているところでございます。

なお、今年度新たに地域包括支援センター職員2名に研修を実施しまして3名体制とし、認知症施策の各事業を推進してまいります。

次に、標準的な認知症ケアパスの作成について申し上げます。認知症ケアパスは、地域の実情に応じまして認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れを具体的な機関名やケアの内容があらかじめ認知症の人とその家族の方に提示されるよう作成するものでございます。本市としての標準的な認知症ケアパス作成に当たりましては、先ほどの推進員が主導的に、また地域や医療機関、関係機関と十分に協議検討しながら作成することが望ましいものと考えております。このことから、今年度推進員を増員することに伴いまして、来年度から認知症ケアパス作成に着手の予定でございます。また、平成26年度には認知症ケア向上推進事業により、認知症ケアに携わる多職種協働研修としまして認知症ライフサポート研修を開催いたしました。本研修の編集を中心

的に作成されました認知症介護研究・研修東京センターの客員研究員を講師に招聘し、保健、医療、福祉の関係専門職43名に受講をいただいたところです。

次に、早期診断の体制でございますが、早期診断等を担う医療機関として、認知症疾患医療センターの設置についての考え方がオレンジプランで示されており、北海道における認知症疾患医療センターを設置する圏域は第3次医療圏を基本としつつ、ほかの圏域と比較しまして面積や人口規模を考慮し、全道におきましては8圏域としており、本市は道北圏域となっており、本圏域にはいずれも旭川市に所在いたします旭川圭泉会病院と相川記念病院の2カ所が認知症疾患医療センターとして北海道の指定を受けているところでございます。本市では、地域包括支援センターでの高齢者総合相談支援において認知症が疑われる相談内容の場合には、かかりつけ医や認知症の専門医への相談を進めております。多くの場合、受診に結びつけば各医療機関での早期の診断や必要な治療といった医療に結びついているものと考えております。

なお、かかりつけ医の認知症対応力向上研修や認知症サポート医養成研修につきましては、国や北海道が実施するものとなっておりますが、市内においてかかりつけ医認知症対応力向上研修を2名の医師に受講をいただいているところでございます。また、名寄市立総合病院心療内科・精神科の野口診療部長が認知症サポート医となっており、さきに申し上げました認知症支援推進等事業におきまして嘱託医として御協力をいただいているところでございます。今後のかかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポート医養成研修の受講者の拡大につきましては、上川北部医師会や名寄開業医師会、医療機関と連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域ケア会議の実施につきましては、平成27年度に地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられました。会議を開催するに当たりまし

て、平成26年に市内6地区の民生委員児童委員定例会におきまして会議の趣旨や内容の説明を行ってきているところでございます。また、本会議に出席をする可能性のある方々を対象に、会議の内容、会議の理解を深めていただくために、平成26年7月に国の補助事業を活用しまして道外から講師を招聘し、地域ケア会議体験講座を開催し、民生委員児童委員、医療機関など関係機関から約90名の方々に御参加をいただいたところでございます。地域ケア会議の開催につきましては、平成26年度は2回、平成27年度は4回となっております。会議には町内会長、民生児童委員、事例の御家族、医師等の医療関係者、弁護士、生活関連事業者、警察署、介護、福祉、保健の関係機関などから御参加をいただき、その方の生活や病気の理解、地域での支援体制などの検討を行ってまいりました。今後も必要に応じて随時開催してまいります。

次に、認知症サポーターの人数の拡大についてでございますが、現在市内の認知症サポーターはキャラバン・メイトを含めて約1,130名となっているところでございます。また、平成29年度までの認知症施策の目標値につきましては、第6期高齢者保健医療福祉計画、介護保険事業計画におきまして認知症グループホームを整備していくとともに、今年度キャラバン・メイトを新たに4名増員いたしましたので、引き続き認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターを平成29年度末には2,000人とすることを目標とし、あわせて認知症カフェの設置などを予定しているところでございます。地域におきまして認知症の方とその家族を支えるまちづくりを目的に事業を推進してまいります。

また、新オレンジプランに基づきます本市における今後の認知症施策につきましては、平成27年度に改正になりました介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に認知症施策推進事業が追加されましたが、本市においては平成26年度に先

ほどの推進員を配置していることから、認知症初期集中支援チームを平成29年度に体制構築し、平成30年度から事業を開始することとしております。今後も関係機関と連携しながら、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2、高齢者の孤立防止策について申し上げます。内閣府から発表されております平成27年版高齢社会白書によりますと、高齢者の単身世帯数は平成25年現在で573万世帯であり、全世帯数5,011万世帯の11.4%となっております。本市において平成27年3月末の高齢者単身世帯数は2,434世帯で、総世帯数の17.1%となっているところでございます。高齢者の社会的孤立につきましては、生きがいの喪失や生活不安などを感じることや不安や悩みを相談できる相手や場所がない場合、高齢者の消費者被害などにつながる可能性もあることから、高齢者を孤立させない取り組みが重要となってまいります。本市における高齢者の孤立防止策に対する取り組みといたしまして、高齢者の活動の場の確保や社会参加を推進する事業として老人クラブ活動への支援や生きがいづくり講座を実施し、参加していただける皆さんがお互いの異変に注意するなど孤立を防止する場としていただいているほか、本市が補助金を交付し、社会福祉協議会において実施していただいております町内会ネットワーク事業では、食事会やサロン、世代間交流が実施されており、町内会による声かけや集まりの場の確保などに取り組んでいただいているところでございます。

また、名寄市地域見守りネットワーク事業では、高齢者や障害者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるように市内の生活関連事業者や介護、障害サービス事業者、公共機関などの御協力をいただき、日常の中でさりげない見守りを

行っていただいております。新聞や郵便が相当たまっていて、電話や訪問に回答がないなどの異変があった場合には市に通報いただき、支援が必要な場合、適切な機関につなげることができるよう体制を構築し、取り組んでおり、地域の見守りによる孤立の防止の役割も担っているものでございます。また、平成26年第2回定例会におきまして議員から御提言いただきましたネットワーク登録者にステッカーを配付する事業につきましては、本年度取り組んでまいります。

高齢者の消費者被害に対する啓発といたしましては、特殊詐欺について全国の発生事例や道内の発生事例の情報を参考に名寄市消費生活センターが名寄市消費生活センター情報を発行しており、同センターからはメールにて市の関係部署を初め、報道機関、関係団体に対しその都度情報提供が行われております。市の関係部署からは、町内会、民生委員児童委員、居宅介護支援事業所など関係する団体に対し情報提供し、啓発を行っているところでございます。

さらに、平成29年度から実施します介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業の中では、医療、介護のサービスの提供だけではなく、地域住民主体の通いの場も想定されており、例えば町内会や老人クラブなどによる通いの場が実施されますと、高齢者同士や住民同士の支え合いが介護予防だけではなく、高齢者の社会参加につながるものと考えており、今後開催を予定しております新しい総合事業を協議する名寄市生活支援等サービスネットワーク会議の中で議論してまいります。今後も高齢者の支え合いや地域活動の事業から高齢者の尊厳の保持と孤立防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目1点目の名寄市人口ビジョンに対する戦略についてのうち人口減少対策について、市立大学

卒業生の地元への定着に向けた環境整備について申し上げます。

まず、短期大学部を含めた本学の卒業生の名寄市内への就職者数については、平成24年度は11名、平成25年度は8名、平成26年度は14名で、3年間の平均は11名となっております。

次に、卒業生の地元定着への取り組みについては、市立病院の看護師確保を目的に大学と病院で合同の検討会議を平成25年に設置し、大学看護学科と病院看護部の情報交換、指導者研修会及びナースカフェ等の開催、看護学科1年生の市立病院の早期見学などの取り組みを行ってまいりました。今回本市の総合戦略の5本の柱の中の一つに小さくてもきらりと光るケアの未来を開く大学があるまちを掲げ、卒業生の地元定着化対策を盛り込みましたので、3点ほど申し上げたいと思います。1点目は、ジョブマッチング事業であります。卒業生の地元定着化を促進するため、市立大学キャリア支援センター、市労働関係部署、ハローワーク等により連携組織を設置し、企業などの求人情報を的確に把握して学生に提供することで双方のマッチングを促進いたします。2点目は、地域キャリア支援事業であります。地元就業希望者に対して卒業年次に授業料相当額の奨学資金を貸与し、地元企業等への定着化を促進します。貸与した奨学金については、地元企業などに1年以上勤務することで償還の免除を予定しています。3点目は、就業環境整備事業であります。市内に就職する本学の卒業生に対して住宅料の一部を助成することで地元定着化の促進を図ってまいりたいと思います。以上、これらの施策を平成28年度以降に実施をして、地元定着化の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、何点か質問してまいりたいと思います。

まず、名寄市の人口ビジョンに対して質問してまいります。先ほどリーサスのことについてこれからも大いに活用していくということでございました。適当な段階で他市と複合して見ることができるということが話の中であったわけでありませけれども、これはどの部分と、どこの市とあわせて、名寄市はどういうふうな戦略になったのかなというところが気になっておりましたので、その部分をちょっと簡単にお知らせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） 先ほど申し上げましたとおり、地方都市にとってはなかなか全部のマップが活用できる場所ではないということでありましたが、人口等については他自治体との比較であったり、あるいは他自治体とのデータの突き合わせというところで活用できたということでもあります。ここににつきましては、例えば道内でいくと同規模の自治体がございます。そういったところとの比較などもさせていただいたということでも活用させていただいたということでも御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） これからいろんなデータが入って活躍の場があるのだと思いますが、さらに名寄市を進めるために大いに活用していただきたいなというふうに思っています。

それで、人口減少の子育て環境の支援についても御答弁をいただきました。これにつきましては、名寄市のサイトを見ますとかなり目的別に子育ての給付制度、あるいは保育所関係、あるいは乳幼児健診、そして子育て支援、それから予防接種等の案内が出てまいります。これは、名寄市は安心して育てる環境がある程度整っているなというふうに感じているわけでありませけれども、これをやはりしっかりと安心して育てることができるのだよということを本当に知っていただかなければならないのではないのかなというふうに思っています。

ます。そこで、今子供が生まれたときに誕生餅をお祝いとしてやっているのですけれども、これも結婚祝いの餅を配りながら、子育て環境のパンフレットみたいのをお祝いの品と同時に届けたらいいのではないかなというふうに思います。そうすることによって、本当に名寄市は安心して産み育てることができるよという環境が整うのではないかなというふうに思っておりますので、その辺の考え方あればちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） ただいま出産後に必要な子供のパンフレットとかを配ったらどうだというような御提言だったかと思います。現在こんにちわ赤ちゃん訪問ということで、実は出生されましたお子様のお宅のほうに保健師が全戸訪問というか、全員訪問をさせていただいております。その際に必要な書類をリーフレットに入れまして、そのお子さんの状況に応じまして予防接種だとか健診だとかの内容を全て個別にファイルしてお渡しをさせていただいているところでございます。今後もその事業につきましては続けてまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） その生まれる前の段階に、結婚をするということはそういうことにつながるのだと思うのですけれども、結婚をお祝いをしながら、やっぱり何か本当に安心して子供を産める環境なのかなという、御結婚された方は、新婚の方は不安な状況があるのではないかなと。名寄はこういうようなことが整っているよというふうなことをお知らせするために結婚祝いと同時に渡したらどうかというふうに伺ったわけで、それはちょっと後でお知らせをいただきたいと思いますが、いずれにしてもそういうような安心な環境が整っているということを本当に知らしめるこ

とが大事だと思いますので、答弁あれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 暫時休憩いたします。
休憩 午後 4時46分

再開 午後 4時47分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

ここであらかじめ会議時間を延長しておきます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） ちょっと広く考えますと、役所の情報発信能力そのものが問われているかなというような受けとめ方もできるかと思いませんけれども、いろんな形で情報発信していきたいと思えますけれども、現況では多様な家族のあり方ということも1つ関心持って、適切な対応も必要かなと思っておりますので、引き続きどのような情報発信がよろしいか内部で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 施策としては新施策になるのかと思いますが、誕生餅、結婚祝い餅と同時にそこにやったっていいのではないかなというふうに思っていますので、今後検討していただきたいなというふうに。

次に、生涯現役社会の実現に向けた取り組みについてでありますけれども、先ほど市立大学の学生のことについてもありましたけれども、地方版ハローワークについては御存じでしょうか。これは、さきの報道におきまして全国の自治体や首長の団体から寄せられた中で自治体が無料職業紹介を行うという地方版ハローワークの創設でございます。これは、現在も自治体、市町村ではやっているのですけれども、国への届け出が必要となっております。しかしながら、この取り組みができますと自治体が厚労省の出先機関である都道府県の労働局と協定を結び、求人情報を共有化した

り、人的財産を支援したり、仕組みをつくるというようなことができまして、国のノウハウを生かした職業紹介をしやすいとなると。あるいは、これを行うことによって移住促進や、あるいは企業誘致などの施策に生かせるということで、各自治体にも窓口セッティングすればもっと推進するのではないかなというふうに思っていますが、今の取り組みとして職業紹介はどの程度まで、どういう取り組みをされているのか伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今地方版ハローワークについて御質問ありましたが、地方版ハローワークにつきましては平成19年に発足しました地方分権推進委員会において議論されまして、全国知事会が求め続けている課題ということでもあります。また、本年に入りまして11月12日には全国知事会からハローワークの地方移管とあわせて都道府県みずからがハローワークを設置できる地方版ハローワークの制度創設について要望されたということで、11月20日には地方分権改革有識者会議の雇用対策部会で検討され、年内の閣議決定を目指すということで現在進んでいるようであります。地方版ハローワークにつきましては、佐々木議員が言われましたように地方自治体等が国と同列の公的な立場で無料の職業紹介事業を実施できるということで、住民に身近な自治体が相談から紹介までワンストップで行うことにより、利便性の向上が見込まれるものであり、特にハローワークが設置されていない地域については有効であると考えられて、さらにはおっしゃっていただきましたように企業誘致やU I Jターンや障害者施策など地域のニーズに応じた取り組みができるということでも言われております。一方で、国のハローワークが有している都道府県を超えた広域的な労働移動への対応や急激な景気の悪化、大規模災害などの緊急時の迅速、機動的な対応を行う雇用のセーフティーネット機能、または雇用保険制度の健全な運営については、地方に移管した場

合十分に機能することが難しいなどのデメリットも言われております。

本市におきましては、先ほど言いましたようにハローワークの事務所が名寄にもあるということで、求人情報の入手や求職者が職業相談に行きやすい環境にあるということでもありますけれども、今後もハローワークと連携強化に努めるとともに、本市に無料の職業紹介窓口を設置した場合に企業誘致や移住対策に連携した事業メリットをどういった取り入れ方をすることによって制度設計ができるかということも含めて、地方版ハローワークの具体的な制度の部分につきまして情報収集を行いながら研究を進めていきたいということで考えております。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） ぜひ先ほど大学の局長からもありましたけれども、その辺を含めると非常に職業紹介も大変な事業ではありますけれども、進むのではないかなというふうに思っておりますので、情報を先取りして前向きに検討していただきたいと、こういうふうに思います。

先ほど大学のほうの学生の卒業生が地元になかなか定着しないということで、奨学金やら、あるいはそれぞれの労働関係との連携を通しての充実やら、あるいは住宅のこととか、いろんなことが施策に盛り込まれておりましたけれども、やはり地元で専門知識が活かされる職業につくのが一番いいのですけれども、なかなかそういうところにマッチングしないのではないかなというふうに思っているのです。それで、その部分についての対策といたしますか、そのサポートといたしますか、そういう部分というのは、定着させるために何か施策をやっているのか、あるいはこれからどういうふうに考えていくのか、ちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、学

生たちに資格ですとか、就職に対して早い時期から関心を持って取り組んでいただくというのは、先ほどの東川議員の質問にもありましたように、いわゆる国家試験なんかを間違いなく在学中に取れるようにとか、そういうものは大学教員中心にやっております。もう一つは、それらの専門職を生かして地域にどう受け皿があるかということなのですけれども、本学では全部の学科で病院ですとか福祉施設ですとか、いろんなところに実習に行っております。1つは、実習を経験する中でそこでの印象が強いと引き続きここに行ってみいたいとか、こういう仕事についてみたいというのは学生も思うわけでございます。そういう取り組みの中で全学実習担当の教員がおりますので、そこのパイプといいますか、そういうつながりの中で今でもやっておりますし、今後も引き続きやっていきたいなと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） なかなか難しい課題ではあると思うのですけれども、やはりせっかく名寄に来て、住みやすい環境が一番だということですので、その辺を含めてぜひ名寄に残っていただきたいというふうな施策を進めていただきたいと、こういうふうに思います。

人口減少に関して最後に質問したいと思えますが、名寄市は自然減少と社会減のことがあるのですけれども、どちらかという今までは社会減のほうがなかったのではないかなというふうに思っています。特に自衛隊の転出等が一番影響しているのではないかなというふうに思っています。そこで、毎年市長を初め自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会をもって駐屯地あるいは師団方面、あるいは陸幕、防衛省に要望に行っておられますが、その中でこしは特に札幌にある冬季戦技教育隊を誘致したいというふうなことも1つ出てまいりました。そこで、私もそれに関してはしっかりとできる限り努力してまいりたいと思っておりますが、市長としてこの考えについて伺いたいと思えます

けれども。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 総合戦略の中の大きな柱の一つとして、冬季スポーツの拠点ということを打ち出しております。このことは、さまざまな角度からの施策でありまして、当然名寄は冬が長くて、その冬をいかに楽しむかということで、昔から冬季スポーツが盛んでありましたけれども、これをいま一つ文化として押し上げていくことで地域の皆さんの心と体の健康と、そして冬季スポーツが拠点になることによってたくさんの方たちがこの地域に訪れて、そのことによってさまざまな地域振興の効果を発現できるのではないかと考えていたところでございます。冬季スポーツが拠点になり得る、今までの歴史としてもやっぱり自衛隊がこの地域にあったことによって冬季スポーツが盛んになってきた歴史もありまして、もともと冬季戦技教育隊の前身部隊が1970年代までは名寄の駐屯地にあったということも承知をしております、今地方にいろんな機能を移転してもいいのではないかなというような議論の中で、まさに冬季戦技教育隊は札幌にあるよりも名寄にあったほうが冬季スポーツの環境としても最高であるし、訓練環境としても間違いなく整っている名寄にあったほうがいいのではないかと、そんなことから要望させていただいているところであります。そのことがさらに冬季スポーツの拠点化の過程としてつながっていくのではないかなというふうにも思っておりまして、また加えて自衛隊が今なかなか定員は減っていないけれども、充足が満たされない中で、そうした施設があることによって名寄の自衛隊を選んでいただけるというようなことにもつながっていくのではないかな、そんな角度から今後ともこのことに対しては国あるいはあらゆる機関に対して要望をしていきたいというふうに思いますので、議員にもぜひ御指導いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） 冬季戦技教育隊がこの名寄に誘致されれば、本当にいろいろな面でプラスの効果があると考えております。私も一生懸命それについては努力してまいりたいと思っております。

さて、次にもう最後になりますか、18歳の選挙につきましては山崎議員のほうからる質問がありましたので、私のほうから質問はありませんが、やはり政治中立性を確保しつつ、政党や、あるいは候補者の公約や政策を正しく理解するというのが非常に難しいのではないのかなというふうには思っておりますが、いかんせんこういう権利ができたということは、やはり投票に行ってもらったのが先決だと思いますので、よく政治に関心を持ってもらうということを山崎議員のほうからも質問がありましたので、そのとおりにしっかりと進めていただきたいなと思います。ただ、今まで選挙をやっている方々は選挙違反についてはある程度知っておられると思いますけれども、本当に初めてやる方は選挙違反が何なのかわからないというような状況もあるのではないかなというふうに思っています。せっかく選挙権ができたのに、そういうことで事件に巻き込まれないというような環境をしっかりと宣伝してもらいたいなということがありますので、その辺ちょっと考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田総務部長。

○総務部長（白田 進君） ここは山崎議員のところでもお答えをさせていただきましたけれども、国、道、さらには市選管それぞれありますけれども、それぞれの立場から選挙制度についてお知らせをするとともに、選挙の投票に行っていただけのような呼びかけもあわせてしっかりとやらせていただきたいと思っております。具体的な方法についてはこれからまた選管の中で検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○16番（佐々木 寿議員） それでは、一番最後に高齢者の孤立防止についてですけれども、先ほど孤立防止については伺いました。その中で私も考えているのは、介護疲れのために犯罪に及ぶというようなことがありました。先般も11月に埼玉県の高谷市ですか、両親がともに川に入ってしまったという、そういう痛ましい事案がありましたけれども、これから名寄もそういうような環境にならないということは否定できないと思いますので、ぜひネットワークを通じて高齢者の孤立あるいは介護疲れにならないような、あるいはそういうことを先に情報を知るような施策に取り組んでいただきたいなというふうに思います。簡単に御答弁をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 馬場こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（馬場義人君） 介護疲れ、家族介護者に対する支援についての御質問だったかと思えます。議員おっしゃられるとおり、道内でもそういうような事件がまれに発生しているというのは承知しているところでございますが、本市におきましても家族介護者支援事業ということで、ともに語り合う事業のようなものを社協さんのほうにお願いして年間4回ほど実施をさせていただいているところでございますが、御提言を参考に内容についても検証しながら、今後も必要な事業を続けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 会議規則第10条の規定により、明日12月12日及び12月13日の2日間を休会といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 5時05分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 村 幸 栄

署名議員 熊 谷 吉 正